

第4章 環境影響評価

4.1 地球環境

4.1.1 温室効果ガス

温室効果ガスに係る原単位等を調査し、供用時における施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減貢献の程度について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査結果

(ア) 排出係数の把握

計画施設の稼働に伴うエネルギーはすべて電力であり、現在の施設のエネルギーは電力及びLPガスであることから、電力及びLPガスの二酸化炭素排出係数を整理した。

電力及びLPガスの二酸化炭素排出係数は表4.1.1-1に示すとおりである。

表 4.1.1-1 二酸化炭素排出係数

種 類	二酸化炭素排出係数
電 力	0.431kg-CO ₂ /kWh 注
LP ガス	2.99tCO ₂ /t

注：電力は「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－R5年度実績－R7.3.18 環境省・経済産業省公表」（令和7年3月環境省）の東京電力エナジーパートナー（株）の基礎排出係数（残差）である。

出典：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－R5年度実績－R7.3.18 環境省・経済産業省公表」（令和7年3月 環境省）
「算定方法・排出係数一覧」（環境省ホームページ 最終閲覧月：令和7年5月）

(2) 予測及び評価

ア 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及び削減量

(7) 予測

a. 予測結果

計画施設の稼働による温室効果ガス（二酸化炭素）排出量及び削減量は表 4. 1. 1-2 に示すとおりである。

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、計画施設が約 159.5t-CO₂/年、既存施設が約 233.1t-CO₂/年、削減量は約 73.6t-CO₂/年と予測する。

表 4. 1. 1-2 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の予測結果（排出量及び削減量）

区分	温室効果ガス（二酸化炭素）排出量（t-CO ₂ /年）	
	既存施設	計画施設
電 力	約232.7	約159.5
LP ガス	約0.3	—
合 計	約233.1	約159.5
削減量	約73.6	
削減率	約31.6%	

注：LP ガス（プロパン 70%、ブタン 30%）の重量換算は 2.183kg/m³とした。

（出典：温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver6.0）（環境省、令和 7 年 3 月））

小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(イ) 評価

計画施設の稼働による温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、計画施設が約 159.5t-CO₂/年、既存施設が約 233.1t-CO₂/年、削減量は約 73.6t-CO₂/年と予測した。

本事業では、排水処理に用いる脱水機はエネルギー効率が、可能な限り高い機器を導入するなどの環境保全のための措置を講じることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるものと評価する。

4.2 大気

4.2.1 大気質

計画地及びその周辺における大気質の状況等を調査し、工事中における建設機械の稼働に伴う大気質の影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査結果

(7) 大気質の状況

a. 既存資料調査

(a) 二酸化窒素

令和元年度～令和5年度における計画地周辺の一般局（多摩測定局）における二酸化窒素の測定結果は、表4.2.1-1に示すとおりである。

環境基準との適合状況をみると、令和5年度の日平均値の年間98%値は0.028ppmであり、環境基準を達成していた。

二酸化窒素濃度の令和元年度～令和5年度における測定結果の推移は図4.2.1-1に示すとおりである。

日平均値の年間98%値をみると、0.027～0.032ppmの範囲内で推移しており、過去5年間は環境基準を達成していた。

表4.2.1-1 二酸化窒素の経年変化（一般局：多摩測定局）

項目 \ 年度		R1	R2	R3	R4	R5
二酸化窒素 (ppm)	年平均値	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010
	日平均値の 年間98%値	0.027	0.032	0.029	0.030	0.028
	環境基準 達成状況	○	○	○	○	○

注1：「○」環境基準を達成していることを示す。

注2：環境基準の達成条件

日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

出典：「令和5（2023）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和6年7月 川崎市）

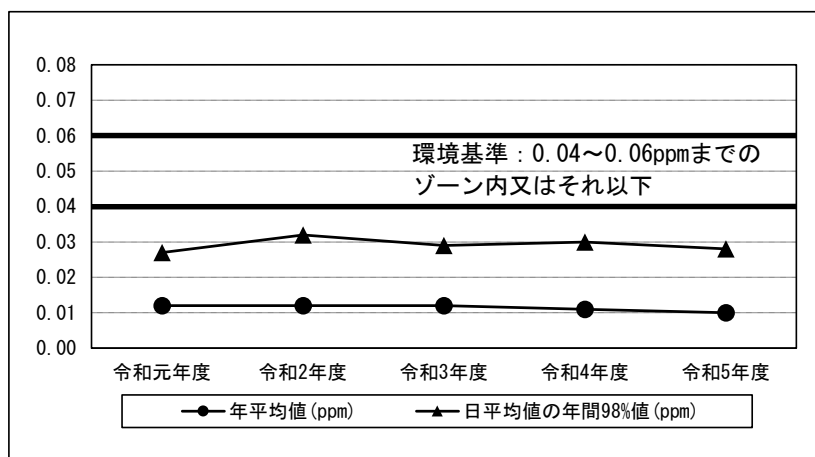


図4.2.1-1 大気中の二酸化窒素濃度の推移（一般局：多摩測定局）

出典：「令和5（2023）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和6年7月 川崎市）

(b) 浮遊粒子状物質

令和元年度～令和5年度における計画地周辺の一般局（多摩測定局）における浮遊粒子状物質の測定結果は、表4.2.1-2に示すとおりである。

環境基準との適合状況をみると、令和5年度の日平均値の年間2%除外値は0.025mg/m³であり、また、1時間値が0.20mg/m³を超えた時間及び日平均値が0.10mg/m³を超えた日はなく、環境基準の長期的評価及び短期的評価を達成していた。

浮遊粒子状物質濃度の令和元年度～令和5年度における測定結果の推移は図4.2.1-2に示すとおりである。

日平均値の年間2%除外値をみると、0.024～0.031mg/m³の範囲内で推移しており、長期的評価で環境基準を達成している。

表 4.2.1-2 浮遊粒子状物質の経年変化（一般局：多摩測定局）

項目		年度	R1	R2	R3	R4	R5
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	年平均値		0.011	0.011	0.010	0.011	0.011
	長期	日平均値の年間2%除外値	0.030	0.031	0.024	0.025	0.025
		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無	無	無	無	無	無
		環境基準達成状況	○	○	○	○	○
	短期	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	0	0	0	0	0
		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0
		環境基準達成状況	○	○	○	○	○

注1：「○」環境基準を達成していることを示す。
注2：環境基準の達成条件
長期：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下かつ日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。
短期：1時間値が0.20mg/m³以下かつ日平均値が0.10mg/m³以下。
出典：「令和5（2023）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和6年7月 川崎市）

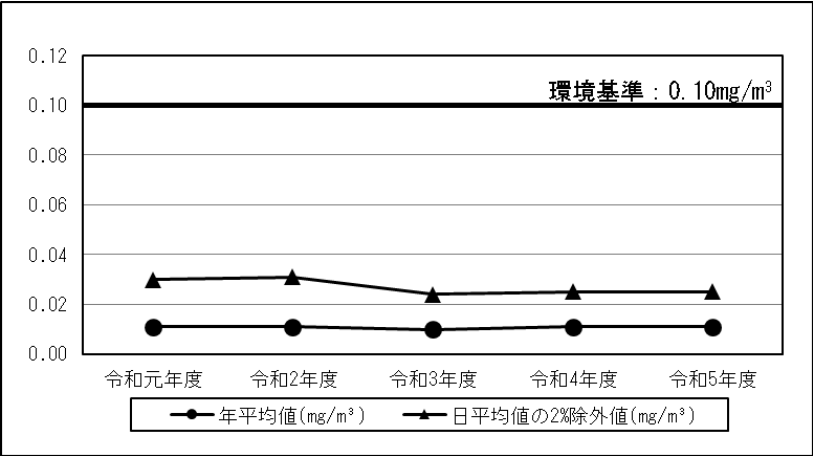


図 4.2.1-2 大気中の浮遊粒子状物質濃度の推移（一般局：多摩測定局）

出典：「令和5（2023）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和6年7月 川崎市）

(イ) 気象の状況

a. 既存資料調査

(a) 風向・風速

多摩測定局における令和5年度の平均風向、最多風速は表4.2.1-3に、年間風配図は図4.2.1-3に示すとおりである。

令和5年度の月平均風速は1.9～3.2m/sであった。また、令和5年度の風向は4月から9月の期間が主に南向き、10月から3月の期間は主に北向きであった。

表 4.2.1-3 多摩測定局における令和5年度の平均風速及び最多風向（月平均値）

測定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
平均風速 (m/s)	3.2	2.8	2.2	2.7	2.7	2.4	2.2	2.2	1.9	2.3	2.8	3.1	2.5
最多風向	南南西	南	南	南	南	南	北	北	北	北	北	北	南

出典：「川崎市大気データ」（川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月：令和7年5月）

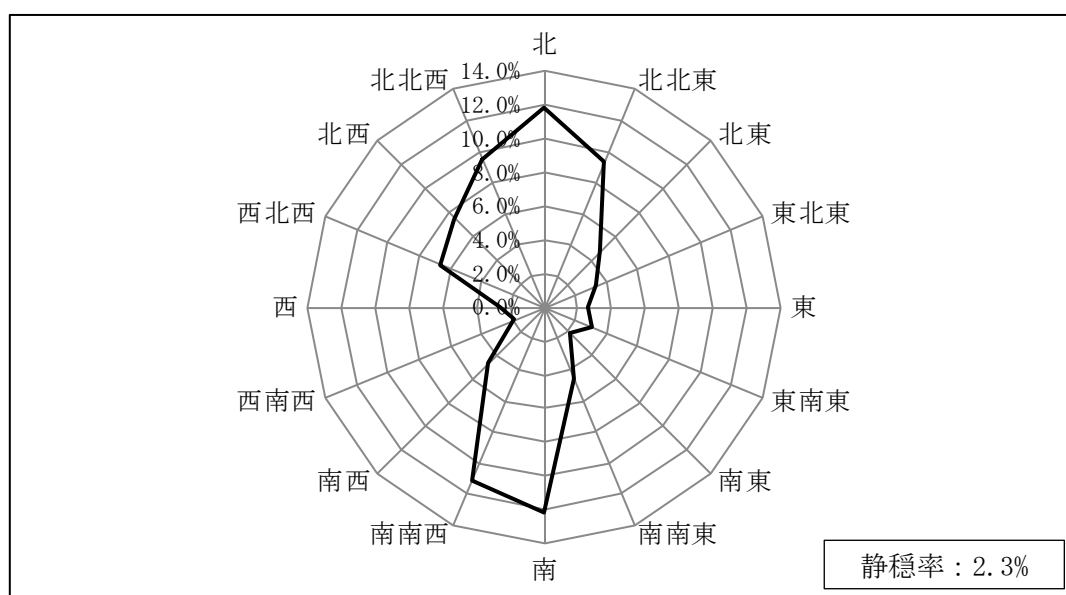


図 4.2.1-3 多摩測定局における令和5年度の年間風向風配図（1時間値）

注：風速 0.4m/s 以下の場合は静穏とし、風向は示さない。

出典：「川崎市大気データ」（川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月：令和7年5月）

(2) 予測及び評価

工事中において、以下に示す大気質への影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

- ・建設機械の稼働に伴う大気質濃度

ア 建設機械の稼働に伴う大気質

(7) 予測

a. 予測結果

(a) 長期将来濃度予測

1) 二酸化窒素

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の長期将来濃度予測結果は、表 4.2.1-4 及び図 4.2.1-4 に示すとおりである。

建設機械からの最大付加濃度出現地点は、長沢浄水場東側敷地境界付近であり、その値は 0.0006ppm である。

日平均値の年間 98% 値をみると、将来予測濃度は 0.0273ppm であり、環境保全目標 (0.06ppm 以下) を満足すると予測する。

表 4.2.1-4 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の長期将来濃度予測結果 (工事着手後 13~24 ヶ月目)

項 目	予測地点	バック グラウンド濃度	建設機械からの 最大付加濃度	将来予測濃度 (年平均値)	付加率	将来予測濃度 (日平均値の年 間 98% 値)	環境保全 目標
		a	b	a+b	b/(a+b)		
二酸化窒素 (ppm)	最大濃度 出現地点	0.010	0.0006	0.0106	5.6%	0.0273	0.06 以下
	参考地点 (南側スポーツ 施設)	0.010	0.0009	0.0109	8.3%	0.0277	

注1：予測地点は、長沢浄水場及び南側のスポーツ施設を除く。

注2：日平均値の年間98%値=1.2171×年平均値+0.0144

2) 浮遊粒子状物質

建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の長期将来濃度予測結果は、表 4.2.1-5 及び図 4.2.1-5 に示すとおりである。

建設機械からの最大付加濃度出現地点は、長沢浄水場東側敷地境界付近であり、その値は 0.0003mg/m³ である。

日平均値の年間 2% 除外値をみると、将来予測濃度は 0.0266mg/m³ であり、環境保全目標 (0.10mg/m³ 以下) を満足すると予測する。

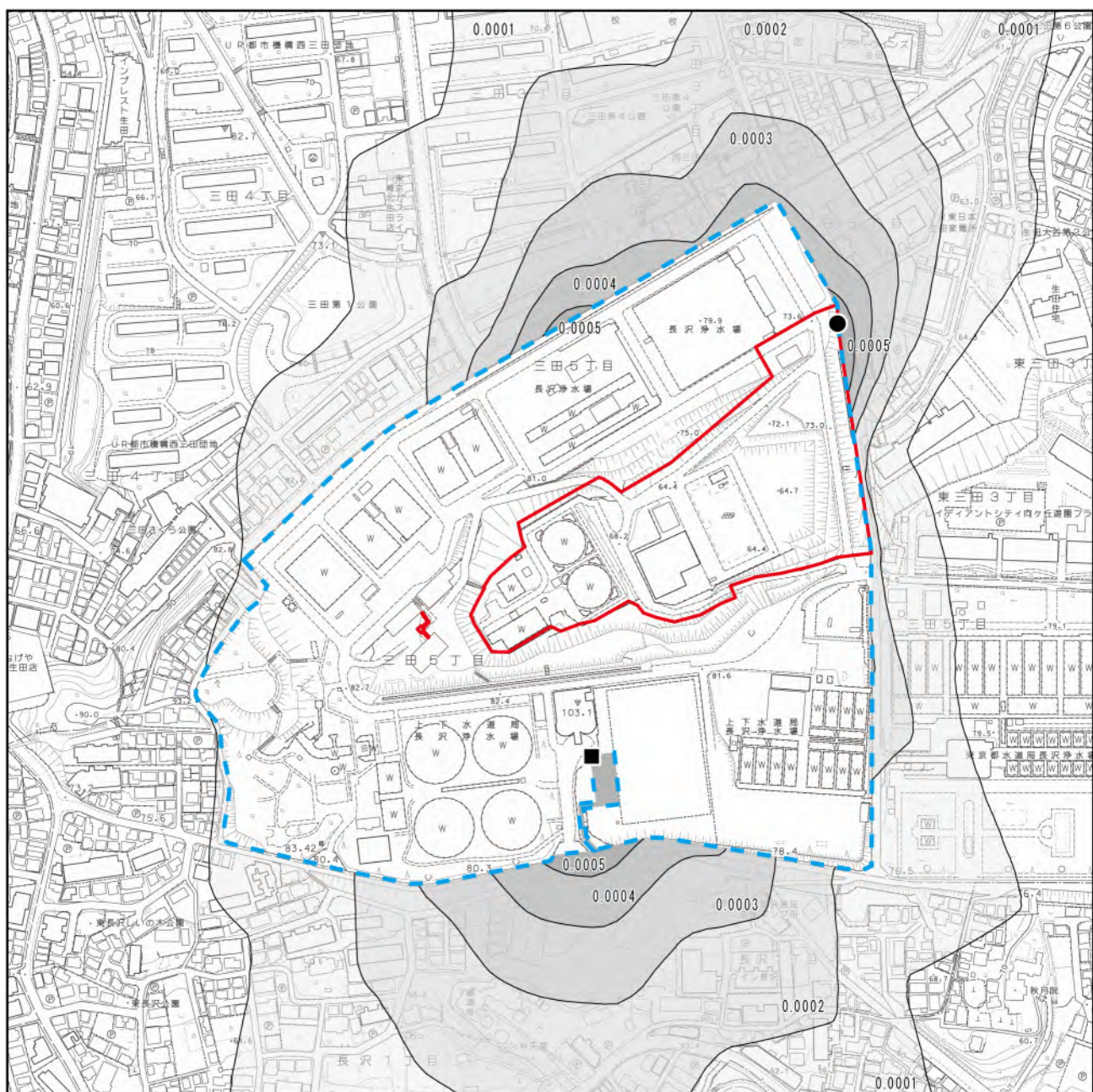
表 4.2.1-5 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の長期将来濃度予測結果 (工事着手後 13~24 ヶ月目)

項 目	予測地点	バック グラウンド濃度	建設機械からの 最大付加濃度	将来予測濃度 (年平均値)	付加率	将来予測濃度 (日平均値の年 間2%除外値)	環境保全 目標
		a	b	a+b	b/(a+b)		
浮遊粒子状 物質 (mg/m ³)	最大濃度 出現地点	0.011	0.0003	0.0113	3.0%	0.0266	0.10以下
	参考地点 (南側スポーツ 施設)	0.011	0.0006	0.0116	5.2%	0.0272	

注1：予測地点は、長沢浄水場及び南側のスポーツ施設を除く。

注2：日平均値の年間2%除外値=2.5986×年平均値-0.0029

注3：四捨五入の関係により、変換値が合わない場合がある。



凡例

- 二酸化窒素等付加濃度線 (ppm)
- 最大着地濃度出現地点 (0.0006ppm)
- 参考地点 (0.0009ppm)

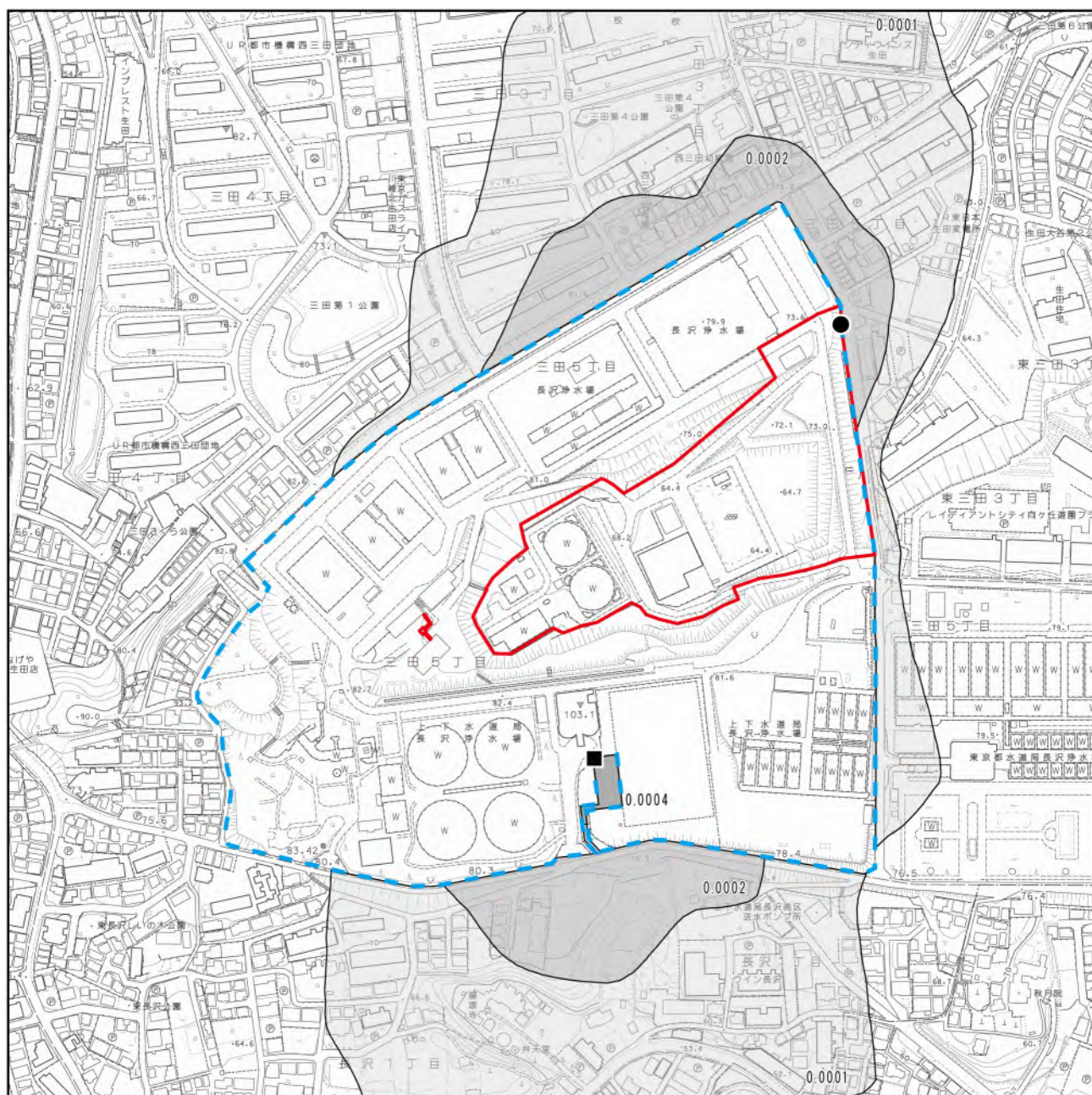
- 計画地
- 長沢浄水場

0 100 200m



図 4.2.1-4 建設機械の稼働に伴う
二酸化窒素の予測結果
(長期将来濃度予測)

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」(川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月)を使用して作成した。



凡例

- 浮遊粒子状物質等付加濃度線 (mg/m^3)
- 最大着地濃度出現地点 ($0.0003\text{mg}/\text{m}^3$)
- 参考地点 ($0.0006\text{mg}/\text{m}^3$)

- 計画地
- 長沢浄水場

0 100 200m



図 4.2.1-5 建設機械の稼働に伴う
浮遊粒子状物質の予測結果
(長期将来濃度予測)

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」(川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月)を使用して作成した。

(b) 短期将来濃度予測

1) 二酸化窒素

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の短期将来濃度予測結果は、表 4.2.1-6 に示すとおりである。

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の将来予測濃度は 0.031～0.083ppm であり、環境保全目標（0.2ppm 以下）を満足すると予測する。

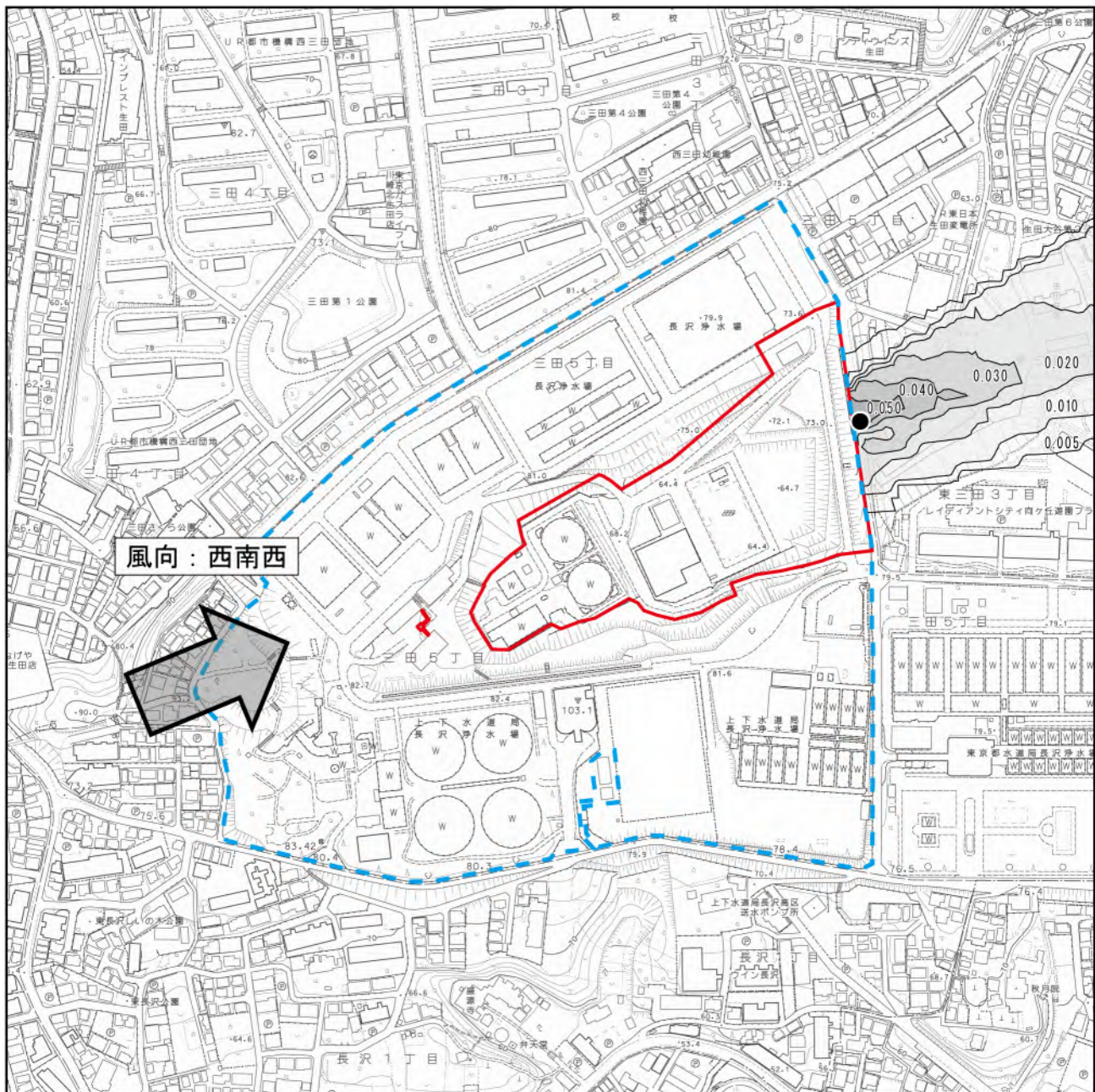
最大付加濃度が出現する西南西の風向における建設機械からの濃度分布は、図 4.2.1-6 に示すとおりであり、最大付加濃度出現地点は長沢浄水場敷地境界東側で、その値は 0.067ppm である。

表 4.2.1-6 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の短期将来濃度予測結果（工事着手後 19 ヶ月目）

項 目	予測ケース (風向)	バックグラウンド 濃度	建設機械からの 最大付加濃度	将来予測濃度	環境保全目標
		a	b	a+b	
二酸化窒素 (ppm)	北北東	0.016	0.018	0.034	0.2 以下
	北東		0.015	0.031	
	東北東		0.015	0.031	
	東		0.023	0.039	
	東南東		0.021	0.037	
	南東		0.027	0.043	
	南南東		0.027	0.043	
	南		0.024	0.040	
	南南西		0.037	0.053	
	南西		0.049	0.065	
	西南西		0.067	0.083	
	西		0.055	0.071	
	西北西		0.047	0.063	
	北西		0.041	0.057	
	北北西		0.028	0.044	
	北		0.015	0.031	

注1：予測地点は、長沢浄水場及び南側のスポーツ施設を除く。

注2：網掛けは、計画地からの付加濃度が最大となった風向における結果を示す。



凡例

- 二酸化窒素等付加濃度線 (ppm)
- 最大付加濃度出現地点 (0.067ppm)

- 計画地
- 長沢浄水場

0 100 200m

1:5000



図 4.2.1-6 建設機械の稼働に伴う
二酸化窒素の予測結果
(短期将来濃度予測)

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」(川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月)を使用して作成した。

2) 浮遊粒子状物質

建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の短期将来濃度予測結果は、表 4.2.1-7 に示すとおりである。

建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の将来予測濃度は $0.017 \sim 0.034 \text{mg/m}^3$ であり、環境保全目標 (0.20mg/m^3 以下) を満足すると予測する。

最大付加濃度が出現する西南西の風向における建設機械からの濃度分布は、図 4.2.1-7 に示すとおりであり、最大付加濃度出現地点は長沢浄水場敷地境界東側で、その値は 0.022mg/m^3 である。

表 4.2.1-7 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の短期将来濃度予測結果（工事着手後 19 ヶ月目）

項 目	予測ケース (風向)	バックグラウンド 濃度	建設機械からの 最大付加濃度	将来予測濃度	環境保全目標
		a	b	a+b	
浮遊粒子 状物質 (mg/m^3)	北北東	0.012	0.006	0.018	0.20以下
	北東		0.005	0.017	
	東北東		0.005	0.017	
	東		0.007	0.019	
	東南東		0.007	0.019	
	南東		0.008	0.020	
	南南東		0.008	0.020	
	南		0.007	0.019	
	南南西		0.011	0.023	
	南西		0.015	0.027	
	西南西		0.022	0.034	
	西		0.017	0.029	
	西北西		0.014	0.026	
	北西		0.012	0.024	
	北北西		0.008	0.020	
	北		0.005	0.017	

注1：予測地点は、長沢浄水場及び南側のスポーツ施設を除く。

注2：網掛けは、計画地からの付加濃度が最大となった風向における結果を示す。

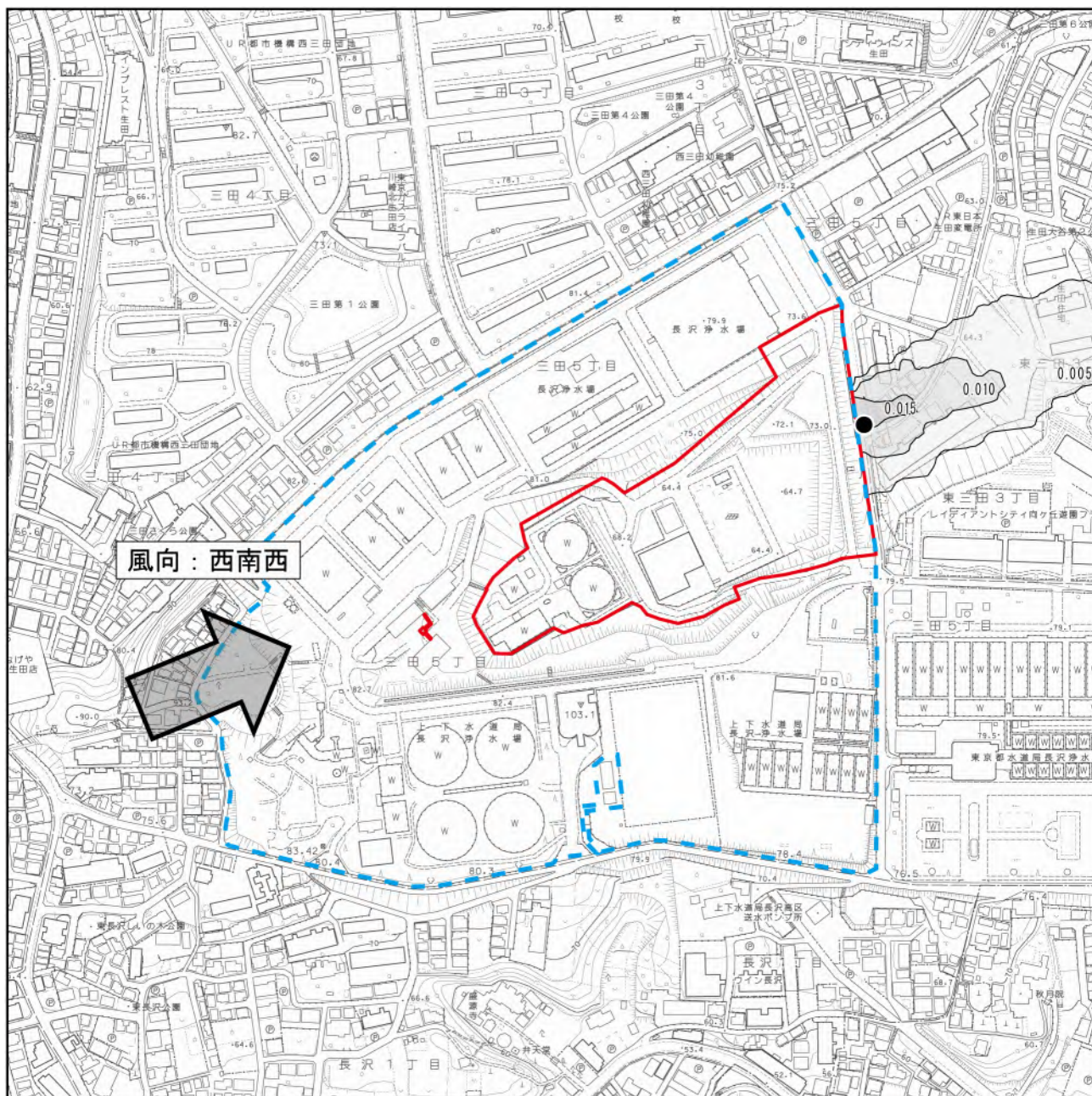
(イ) 評価

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.0273ppm であり、環境保全目標 (0.06ppm 以下) を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）は 0.0266mg/m^3 であり、環境保全目標 (0.10mg/m^3 以下) を満足すると予測した。

また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1 時間値）の最大値は、二酸化窒素が $0.031 \sim 0.083 \text{ppm}$ であり、環境保全目標 (0.2ppm 以下) を満足すると予測した。浮遊粒子状物質は $0.017 \sim 0.034 \text{mg/m}^3$ であり、環境保全目標 (0.20mg/m^3 以下) を満足すると予測した。

本事業の工事においては、建設機械については、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働は、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。



凡例

- 浮遊粒子状物質等付加濃度線 (mg/m^3)
 ● 最大付加濃度出現地点 ($0.022\text{mg}/\text{m}^3$)

- 計画地
 □ 長沢浄水場

0 100 200m



図 4.2.1-7 建設機械の稼働に伴う
 浮遊粒子状物質の予測結果
 (短期将来濃度予測)

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」(川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月)を使用して作成した。

4.3 騒音・振動・低周波音

4.3.1 騒音

計画地及びその周辺における騒音の状況等を調査し、工事中における建設機械の稼働及び供用時における施設の稼働に伴う騒音の影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査結果

(7) 騒音の状況

a. 環境騒音

環境騒音の調査結果は、表 4.3.1-1 に示すとおりである。

環境騒音の騒音レベルの 90%レンジの上端値 (L_{A5}) は、平日の朝が 73 デシベル、昼間が 73 デシベル、夕が 71 デシベル、休日の朝が 68 デシベル、昼間が 72 デシベル、夕が 70 デシベルであり、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例で規制している事業所において発生する騒音の許容限度を平日、休日ともに上回っていた。

これらは前面道路の道路交通騒音の影響によるものであった。

等価騒音レベル (L_{Aeq}) は、昼間の平日は 66 デシベル、休日は 65 デシベルであり、環境基準と比較すると、平日の昼間が環境基準を上回っていた。

表 4.3.1-1 環境騒音の現地調査結果

調査地点	区分	時間区分	環境騒音レベル (デシベル)				許容限度 (デシベル)	環境基準 (デシベル)
			L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Aeq}	準工業地域 (L_{A5})	道路に面する地域 (C類型) (L_{Aeq})
St.N (計画地内)	平日	朝	73	49	40	66	60以下	—
		昼間①	73	53	43	66	65以下	—
		夕	71	48	41	64	60以下	—
		昼間②	72	51	42	66	—	65以下
	休日	朝	68	39	35	63	60以下	—
		昼間①	72	50	38	65	65以下	—
		夕	70	45	38	63	60以下	—
		昼間②	71	47	38	65	—	65以下

注1：時間区分（許容限度）朝：6～8時、昼間①：8～18時、夕：18～23時（本調査は22時まで）

注2：時間区分（環境基準）昼間②：6～22時

注3： L_{Aeq} は等価騒音レベル、 L_{A50} は中央値、 L_{A5} 及び L_{A95} は90%レンジの上端値及び下端値を示す。

注4： L_{Aeq} はエネルギー平均値、 L_{A50} 、 L_{A5} 及び L_{A95} は算出平均値を示す。

注5：許容限度は川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例で規制している事業所において発生する騒音の許容限度であり、準工業地域の許容限度が適用される。

注6：計画地は準工業地域であり、C類型の環境基準が適用される。

(2) 予測及び評価

工事中及び供用時において、以下に示す騒音による影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

- ・建設機械の稼働に伴う騒音
- ・施設の稼働に伴う騒音

ア 建設機械の稼働に伴う騒音

(7) 予測

a. 予測結果

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 4. 3. 1-2 及び図 4. 3. 1-1 に示すとおり、最大値は長沢浄水場東側敷地境界付近の 62 デシベルであり、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測する。

表 4. 3. 1-2 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果

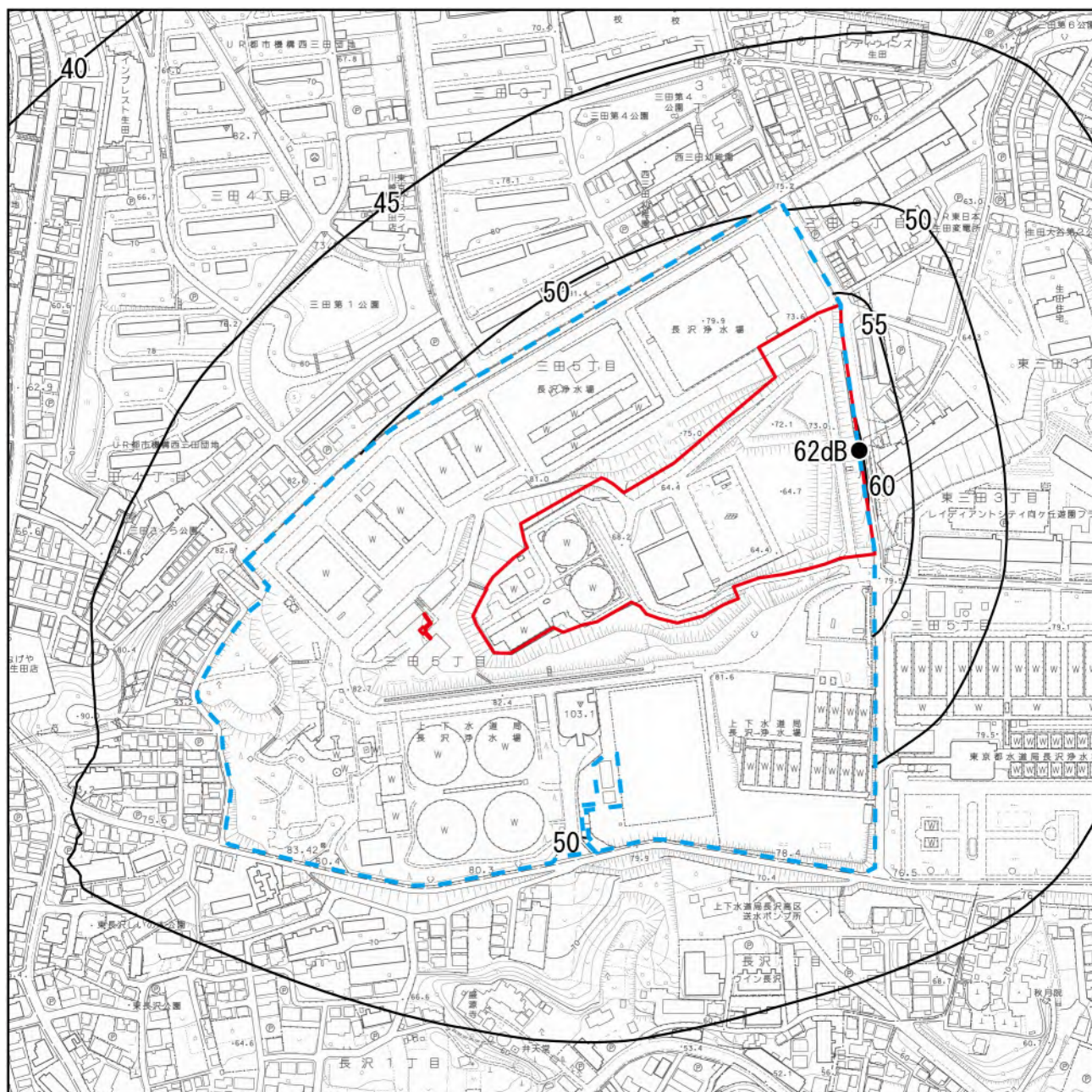
項目	予測時期	予測結果（L _{A5} ）の最大値	環境保全目標
建設機械の稼働に伴う騒音	工事着手後 19 ヶ月目	62 デシベル	85 デシベル以下

(4) 評価

建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、長沢浄水場東側敷地境界付近で最大 62 デシベルであり、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測した。

本事業の工事においては、適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働に伴う騒音は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。



凡例

- 建設機械騒音レベル線 (dB)
- 長沢浄水場敷地境界最大地点 (62dB)

- 計画地
- 長沢浄水場

0 100 200m

1:5000



図 4.3.1-1 建設機械の稼働に伴う騒音予測結果
(工事着手後 19 ヶ月目)

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」（川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 1 月）を使用して作成した。

イ 施設の稼働に伴う騒音

(7) 予測

a. 予測結果

施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 4.3.1-3 及び図 4.3.1-2 に示すとおり、最大値は長沢浄水場東側の敷地境界付近で 47 デシベルであり、環境保全目標（朝・夕：60 デシベル、昼間：65 デシベル、夜間：50 デシベル）を満足すると予測する。

表4.3.1-3 施設の稼働に伴う騒音の予測結果

項目	予測地点	予測結果 (LA5) の 最大値 (デシベル)	環境保全目標 (デシベル)
施設の稼働に伴う騒音	長沢浄水場 敷地境界 (東側)	47	朝 (6～ 8時) : 60
			昼間 (8～18時) : 65
			夕 (18～23時) : 60
			夜間 (23～ 6時) : 50

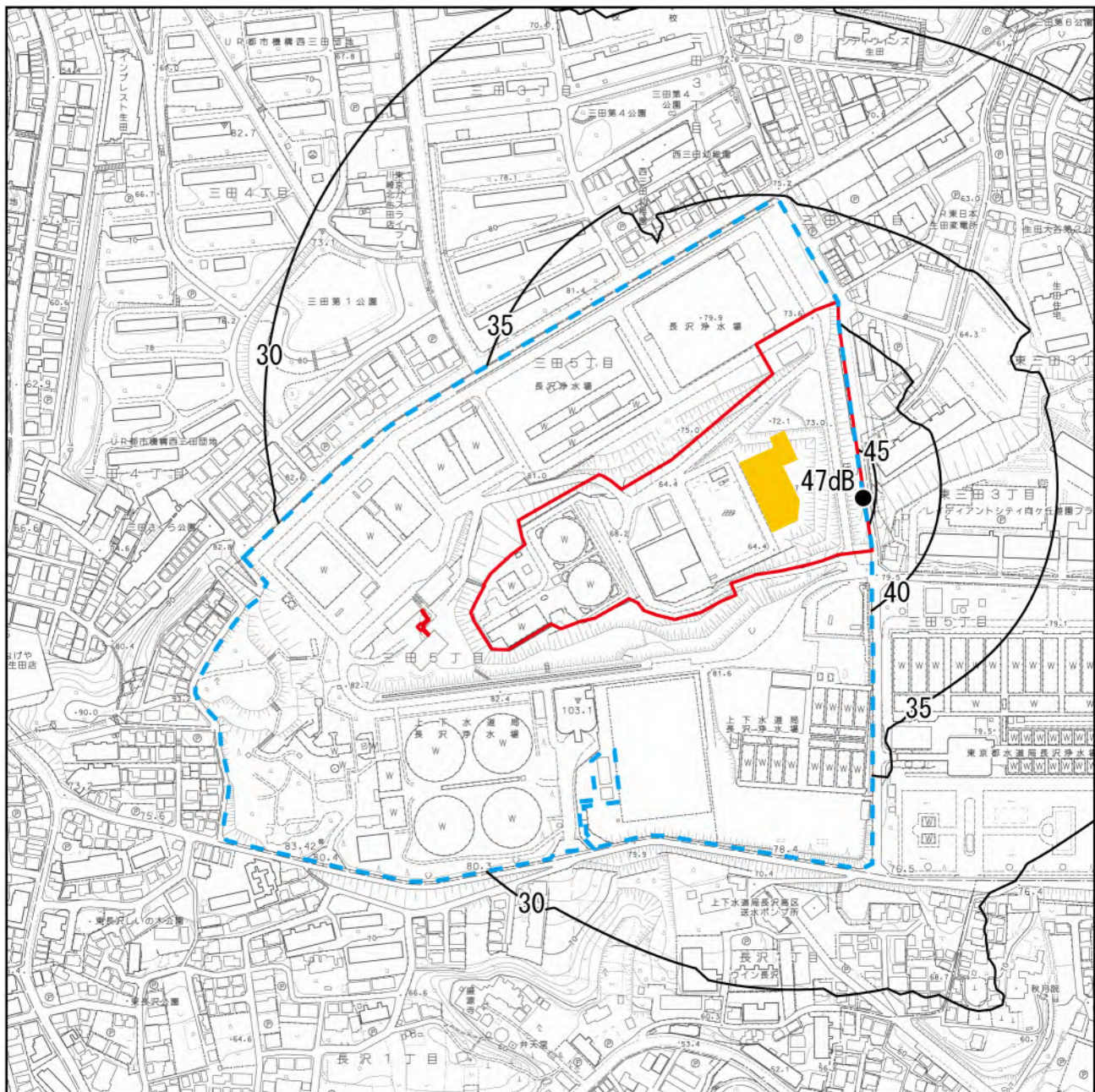
注：施設の稼働は通常、8時30分～17時15分であり、朝、夕及び夜間は稼働しないが、台風等の影響により昼間以外の時間帯において稼働する場合があるため、昼間以外の時間帯の予測結果及び環境保全目標も示した。

(イ) 評価

施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、最大値は長沢浄水場東側の敷地境界付近で 47 デシベルであり、環境保全目標（朝・夕：60 デシベル、昼間：65 デシベル、夜間：50 デシベル）を満足すると予測した。

本事業では、脱水設備は建屋内に設置する等の環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施に伴う施設の稼働に伴う騒音は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。



凡例

- 新設排水処理棟
- 施設騒音レベル線 (dB)
- 長沢浄水場敷地境界最大地点 (47dB)

- 計画地
- 長沢浄水場

0 100 200m



図 4.3.1-2 施設の稼働に伴う騒音の予測結果

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」（川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月）を使用して作成した。

4.3.2 振動

計画地及びその周辺における振動の状況等を調査し、工事中における建設機械の稼働及び供用時における施設の稼働に伴う振動の影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査結果

(7) 振動の状況

a. 環境振動

環境振動の現地調査結果は、表 4.3.2-1 に示すとおりである。

環境振動の振動レベル（ L_{10} ）は、平日の昼間が 44 デシベル、夜間が 39 デシベル、休日の昼間が 41 デシベル、夜間が 34 デシベルであり、振動感覚閾値を下回っていた。

表 4.3.2-1 環境振動の現地調査結果

調査地点	区分	時間 区分	環境振動レベル（デシベル）			振動感覚閾値 （デシベル）
			L_{10}	L_{50}	L_{90}	
St. N （計画地内）	平日	昼間	44	27	25未満	55
		夜間	39	25未満	25未満	
	休日	昼間	41	25未満	25未満	
		夜間	34	25未満	25未満	

注：1. 時間区分 昼間：8～19時、夜間19～8時

注：2. L_{50} は中央値、 L_{10} 及び L_{90} は80%レンジの上端値及び下端値を示す。

注：3. L_{50} 、 L_{10} 及び L_{90} は算出平均値を示す。

注：4. 振動感覚閾値※は、通常、人が感じ始める振動レベルである。

※「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」（環境省水・大気環境局大気生活環境室）

注：5. 振動計の定量下限値が25デシベルであるため、25デシベルを下回る値は25未満と表記した。

(2) 予測及び評価

工事中及び供用時において、以下に示す振動による影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

- ・建設機械の稼働に伴う振動
- ・施設の稼働に伴う振動

ア 建設機械の稼働に伴う振動

(7) 予測

a. 予測結果

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、表 4.3.2-2 及び図 4.3.2-1 に示すとおり、最大値は長沢浄水場東側敷地境界付近の 40 デシベルであり、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測する。

表 4.3.2-2 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果

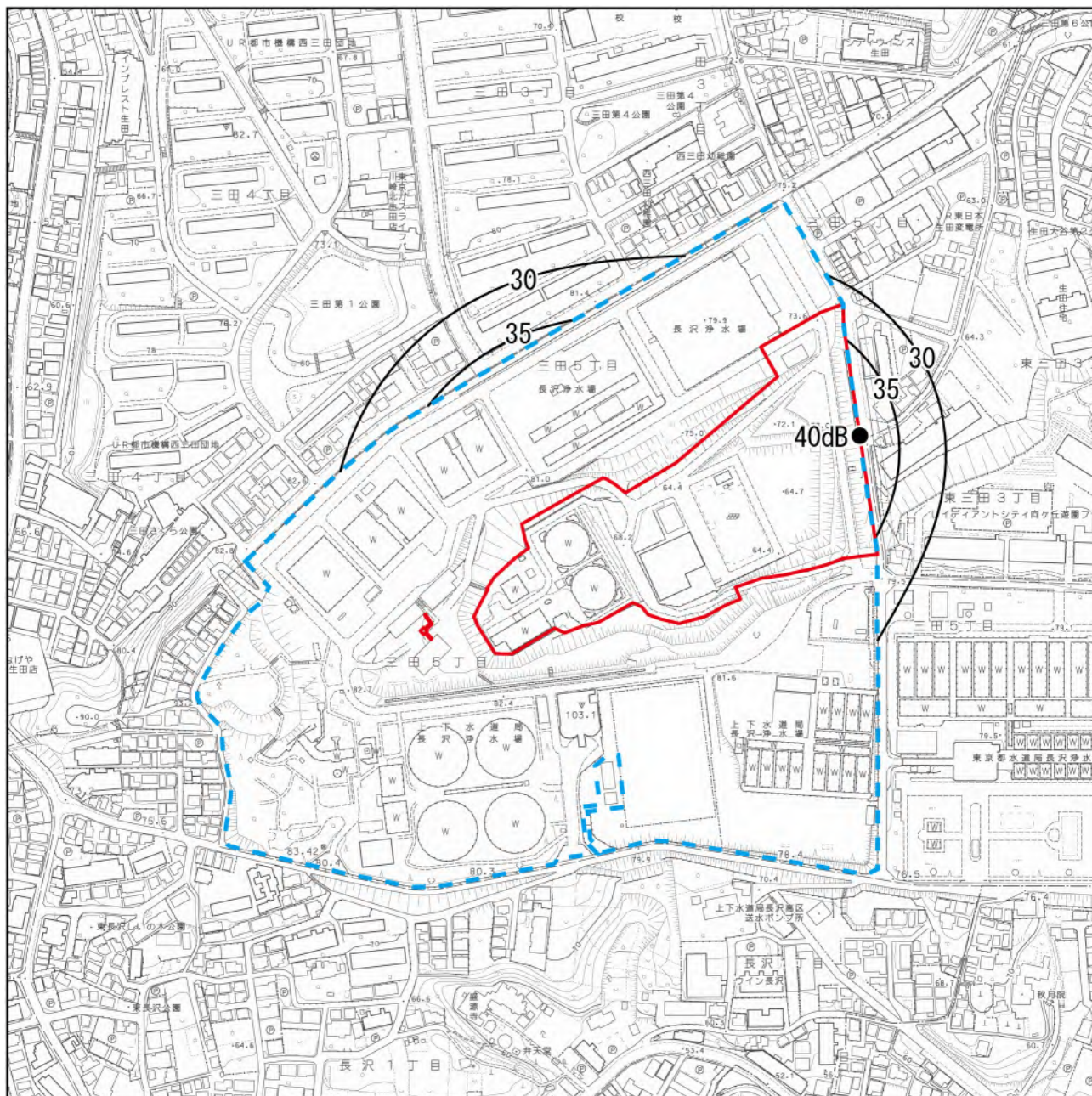
項目	予測時期	予測結果（L ₁₀ ）の最大値	環境保全目標
建設機械の稼働に伴う振動	工事着手後 19 ヶ月目	40 デシベル	75 デシベル以下

(4) 評価

建設機械の稼働に伴う振動レベルは、長沢浄水場東側敷地境界付近で最大 40 デシベルであり、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測した。

本事業の工事においては、適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働に伴う振動は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。



凡例

—— 建設機械振動レベル線 (dB)

● 長沢浄水場敷地境界最大地点 (40dB)

□ 計画地

□ 長沢浄水場

0 100 200m

1:5000



図 4.3.2-1 建設機械の稼働に伴う振動予測結果
(工事着手後 19 ヶ月目)

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」（川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 1 月）を使用して作成した。

イ 施設の稼働に伴う振動

(7) 予測

a. 予測結果

施設の稼働に伴う振動の予測結果は、表 4. 3. 2-3 及び図 4. 3. 2-2 に示すとおり、最大値は長沢浄水場北側の敷地境界付近で 38 デシベルであり、環境保全目標（昼間：65 デシベル、夜間：60 デシベル）を満足すると予測する。

表4. 3. 2-3 施設の稼働に伴う振動の予測結果

項目	予測地点	予測結果 (L ₁₀) の 最大値 (デシベル)	環境保全目標 (デシベル)
施設の稼働に伴う振動	長沢浄水場 敷地境界（東側）	38	昼間（8～19時）：65
			夜間（19～8時）：60

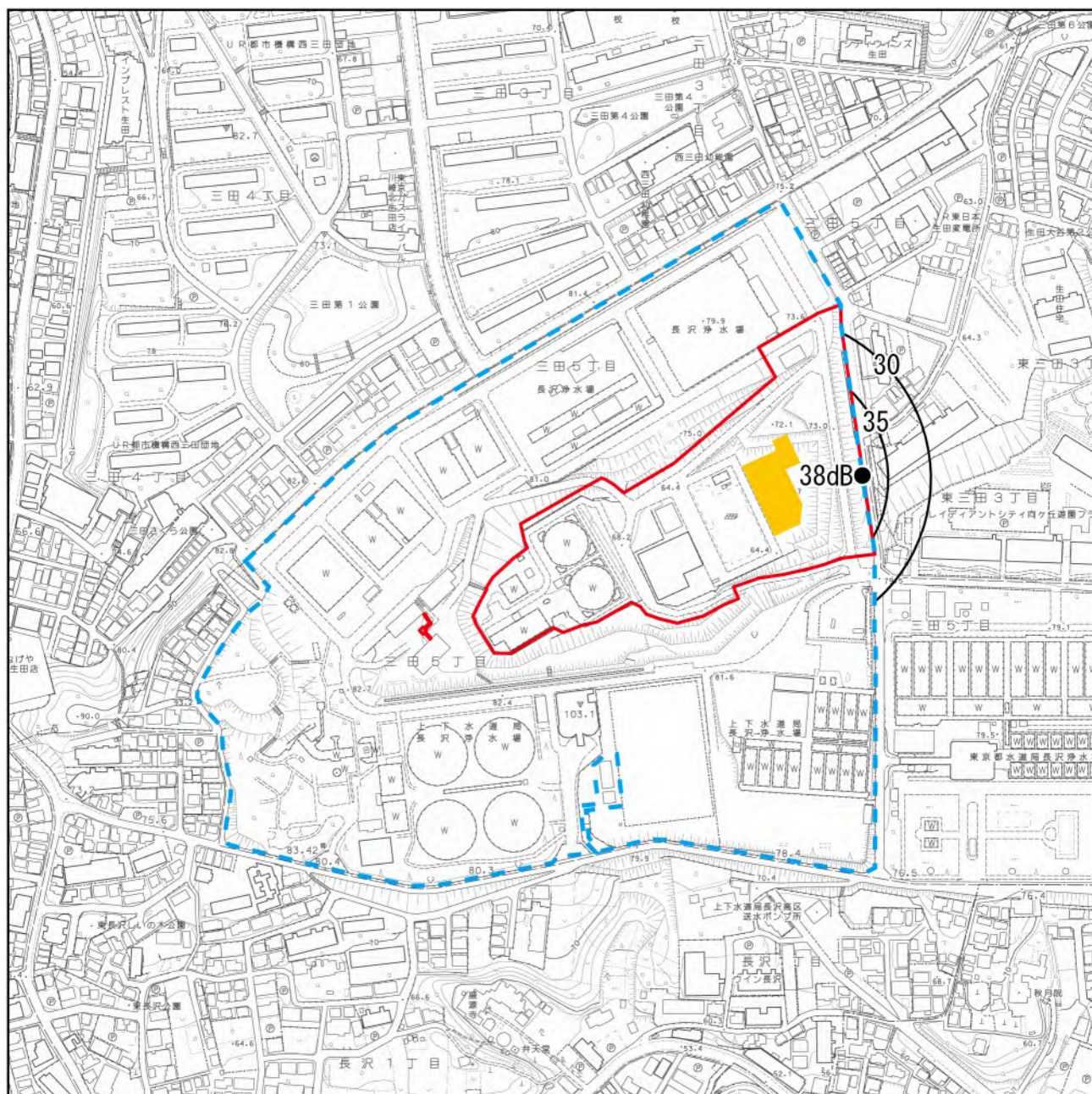
注：施設の稼働は通常、8時30分～17時15分であり、夜間は稼働しないが、台風等の影響により夜間の時間帯において稼働する場合があるため、夜間の時間帯の予測結果及び環境保全目標も示した。

(4) 評価

施設の稼働に伴う振動の予測結果は、最大値は長沢浄水場東側の敷地境界付近で 38 デシベルであり、環境保全目標（昼間：65 デシベル、夜間：60 デシベル）を満足すると予測した。

本事業の実施においては、振動の発生源となる機器は、基礎に設置するなどの適切な防振対策を行う等の環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、本事業の実施に伴う施設の稼働に伴う振動は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。



凡例

- 新設排水処理棟
- 施設振動レベル線 (dB)
- 長沢浄水場敷地境界最大地点 (38dB)

- 計画地
- 長沢浄水場

0 100 200m

1:5000



図 4.3.2-2 施設の稼働に伴う振動の予測結果

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」（川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月）を使用して作成した。

4.4 廃棄物等

4.4.1 産業廃棄物

産業廃棄物の分別及び収集等の状況について把握し、本事業の工事に伴う建設廃棄物の発生及び処理が計画地及びその周辺に及ぼす影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査結果

(7) 産業廃棄物の状況

令和5年度における川崎市の産業廃棄物の排出量等は表4.4.1-1に示すとおりである。

川崎市における産業廃棄物の排出量は2,483千t/年であり、再利用率は854千t/年、最終処分量は56千t/年となっている。

表 4.4.1-1 川崎市の産業廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量（令和5年度）

単位：千t/年

種類	排出量	再生利用量	最終処分量
燃え殻	9	19	3
有機性汚泥	990	18	3
無機性汚泥	458	101	8
廃油	58	12	－
廃酸	131	0	－
廃アルカリ	56	4	－
廃プラスチック類	50	35	3
紙くず	3	3	0
木くず	39	37	0
繊維くず	0	0	0
動植物性残さ	7	2	－
動物系固形不要物	－	－	－
ゴムくず	0	0	－
金属くず	16	16	0
ガラス・陶磁器くず	108	100	9
鉱さい	39	38	1
がれき類	373	358	15
ばいじん	86	85	5
その他	61	27	9
合計	2,483	854	56

出典：「令和6年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書（令和5年度実績）」（令和7年3月 川崎市）

(イ) 撤去建築物等の状況

計画地は現在、長沢浄水場の排水処理施設となっており、既存建築物等の解体工事にあたって産業廃棄物が発生する。

撤去建築物については、表4.4.1-2に示すとおりである。

表 4. 4. 1-2 撤去建築物の概要

施設名 区分	排水処理施設（既存施設）
竣工年月	1994 年
処理能力	590m ³ /日
処理方式等	機械脱水方式
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨
建築面積	約 1,500m ²
延べ面積	約 3,200m ²

(2) 予測及び評価

ア 工事の影響

(7) 予測

a. 予測結果

解体工事に伴う産業廃棄物の発生量等は、表 4. 4. 1-3 に示すとおりである。解体工事における発生量は約 4,099.4 t、再資源化量は約 4,070.0 t、処分量は約 29.5 t と予測する。

建設工事に伴う産業廃棄物の発生量等は、表 4. 4. 1-4 に示すとおりである。建設工事における発生量は約 398.9 t、再資源化量は約 391.0 t、処分量は約 7.9 t と予測する。

工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、金属類は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用する。また、それが困難なものについては、「廃棄物処理法」に基づく許可を受けた業者に委託して、適性に処理・処分する。

表 4. 4. 1-3 解体工事に伴う産業廃棄物の発生量と処理方法

廃棄物の種類		発生量 (t)	再資源化 率 (%)	再資源化 量 (t)	処分量 (t)	処理方法
がれき 類	アスファルト・コン クリート塊	約 126.8	約 100	約 126.8	約 0.0	路盤材として再利用
	コンクリート塊	約 3,239.5	約 100	約 3,239.5	約 0.0	路盤材として再利用
建設汚泥		約 9.6	約 90	約 8.6	約 1.0	路盤材として再利用、造粒 固化処理
建設混合廃棄物		約 93.8	約 85	約 79.8	約 14.1	中間処理後、一部分別リサ イクル、最終処分
建設発生木材		約 25.5	約 100	約 25.5	約 0.0	熱利用
廃プラスチック類（廃塩化ビ ニル管・継ぎ手を除く）		約 8.0	約 60	約 4.8	約 3.2	熱利用、ごみ固形燃料化
紙くず		約 0.2	約 80	約 0.1	約 0.0	再利用、一部、溶解処理
金属くず		約 570.0	約 99	約 564.3	約 5.7	有価物として売却
廃石膏ボード		約 24.7	約 80	約 19.8	約 4.9	石膏ボードとして再利用
廃塩化ビニル管・継ぎ手		約 1.3	約 55	約 0.7	約 0.6	熱利用、ごみ固形燃料化
合計		約 4,099.4	約 98	約 4,070.0	約 29.5	—

注 1：再資源化率は本事業の目標値である。

注 2：四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある。

注 3：再資源化率は「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省ホームページ）の川崎市発注工事の再資源化率を参考に設定した。

注 4：金属くずについては、建物の原単位から算出した値 182.4t に設計図により試算した脱水機等設備関係の金属くずの排出量 387.6t を足した値である。

表 4. 4. 1-4 建設工事に伴う産業廃棄物の発生量と処理方法

廃棄物の種類		発生量 (t)	再資源化 率 (%)	再資源化 量 (t)	処分量 (t)	処理方法
がれき 類	アスファルト・コン クリート塊	約 31.9	約 100	約 31.9	約 0.0	路盤材として再利用
	コンクリート塊	約 309.5	約 100	約 309.5	約 0.0	路盤材として再利用
建設汚泥		約 3.7	約 90	約 3.3	約 0.4	路盤材として再利用、造粒 固化処理
建設混合廃棄物		約 21.6	約 85	約 18.4	約 3.2	中間処理後、一部分別リサ イクル、最終処分
建設発生木材		約 9.8	約 100	約 9.8	約 0.0	熱利用
廃プラスチック類（廃塩化ビ ニル管・継ぎ手を除く）		約 5.1	約 60	約 3.0	約 2.0	熱利用、ごみ固形燃料化
紙くず		約 1.1	約 80	約 0.9	約 0.2	再利用、一部、溶解処理
金属くず		約 7.2	約 99	約 7.2	約 0.1	有価物として売却
廃石膏ボード		約 8.2	約 80	約 6.6	約 1.6	石膏ボードとして再利用
廃塩化ビニル管・継ぎ手		約 0.7	約 55	約 0.4	約 0.3	熱利用、ごみ固形燃料化
合計		約 398.9	約 98	約 391.0	約 7.9	—

注 1：再資源化率は本事業の目標値である。

注 2：四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある。

注 3：再資源化率は「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省ホームページ）の川崎市発注工事の再資源化率を参考に設定した。

(イ) 評価

解体工事における発生量は約 4,099.4 t、再資源化量は約 4,070.0 t、処分量は約 29.5 t と予測した。建設工事における発生量は約 398.9 t、再資源化量は約 391.0 t、処分量は約 7.9 t と予測した。

工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、金属類は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用する。また、それが困難なものについては、「廃棄物処理法」に基づく許可を受けた業者に委託して、適性に処理・処分する。

さらに、工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、鉄材は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

4.4.2 建設発生土

計画地及びその周辺における建設発生土の状況等を調査し、建設工事に係る建設発生土の量及び処理・処分方法について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査結果

(7) 建設発生土の状況

平成 30 年度における神奈川県での建設発生土の排出状況及び再利用状況は、表 4.4.2-1 に示すとおりである。

神奈川県（非木造）の土木工事（公共）の場外搬出量は 1,759.0 千 m³ となっており、工事間利用は 66.5 千 m³ で約 3.8% となっている。

表 4.4.2-1 建設発生土の排出状況（平成 30 年度：神奈川県）

単位：千 m³

工事場所	工事区分		場外排出量	利用・処理		
				工事間利用	土質改良プラント	内陸受入地
神奈川県 (非木造)	土木工事	公共	1,759.0	66.5	46.3	1,646.3
		民間	363.1	138.2	54.6	170.3
	新築・増築工事		971.8	0.5	0.3	971.0
	解体撤去工事		2.1	0.1	0.0	2.0
	修繕工事		2.0	0.0	0.0	2.0
	建設工事合計		3,098.0	205.2	101.3	2,791.6

注：四捨五入の関係上、合計値が合わない場合がある。

出典：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（令和 2 年 1 月 国土交通省）

(2) 予測及び評価

ア 工事の影響

(7) 予測

a. 予測結果

建設工事に伴う建設発生土の量は表 4.4.2-2 に示すとおりである。

建設発生土の仮置き場を計画地内で長期にわたって確保することが困難なことから、発生量の全量である約 17,520m³ を計画地外に搬出する。建設発生土は、「川崎市建設副産物取扱要綱」等に基づき、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。

表 4.4.2-2 工事中に発生する建設発生土の量

項目		土量 (m ³)	処理等
①掘削土	切土造成	約 12,000	建設発生土は、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。
	管路掘削	約 2,600	
	合計	約 14,600	
②掘削土（ほぐし）（①×1.2）	切土造成	約 14,400	
	管路掘削	約 3,120	
	合計	約 17,520	
③盛土		約 0	
建設発生土（②－③）		約 17,520	

注：ほぐし率を 1.2 として計算した。

(イ) 評価

建設工事に係る建設発生土の量は、約 17,520m³と予測した。

建設発生土の仮置き場を計画地内で長期にわたって確保することが困難なことから、発生量の全量である約 17,520m³を計画地外に搬出する。建設発生土の処分については「川崎市建設副産物取扱要綱」等に基づき、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。

さらに、建設発生土の運搬にあたっては、荷崩れや土砂の飛散により、沿道への粉じん等の影響が生じないように荷台カバー等を使用する等の環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

4.5 景観

4.5.1 景観

計画地及びその周辺の主要な景観構成要素及び地域景観の特性を把握し、供用時における計画施設の存在による主要な景観構成要素の改変の程度、地域景観の特性の変化の程度及び代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査結果

(7) 地域景観の特性

計画地は多摩区三田に位置しており、現在は既存の長沢浄水場の建物が存在している。

計画地内の主要な景観構成要素は、既存の排泥池等の浄水場の施設や管理棟及びそれらの施設の間や周囲の樹林地や緑地で構成されている。

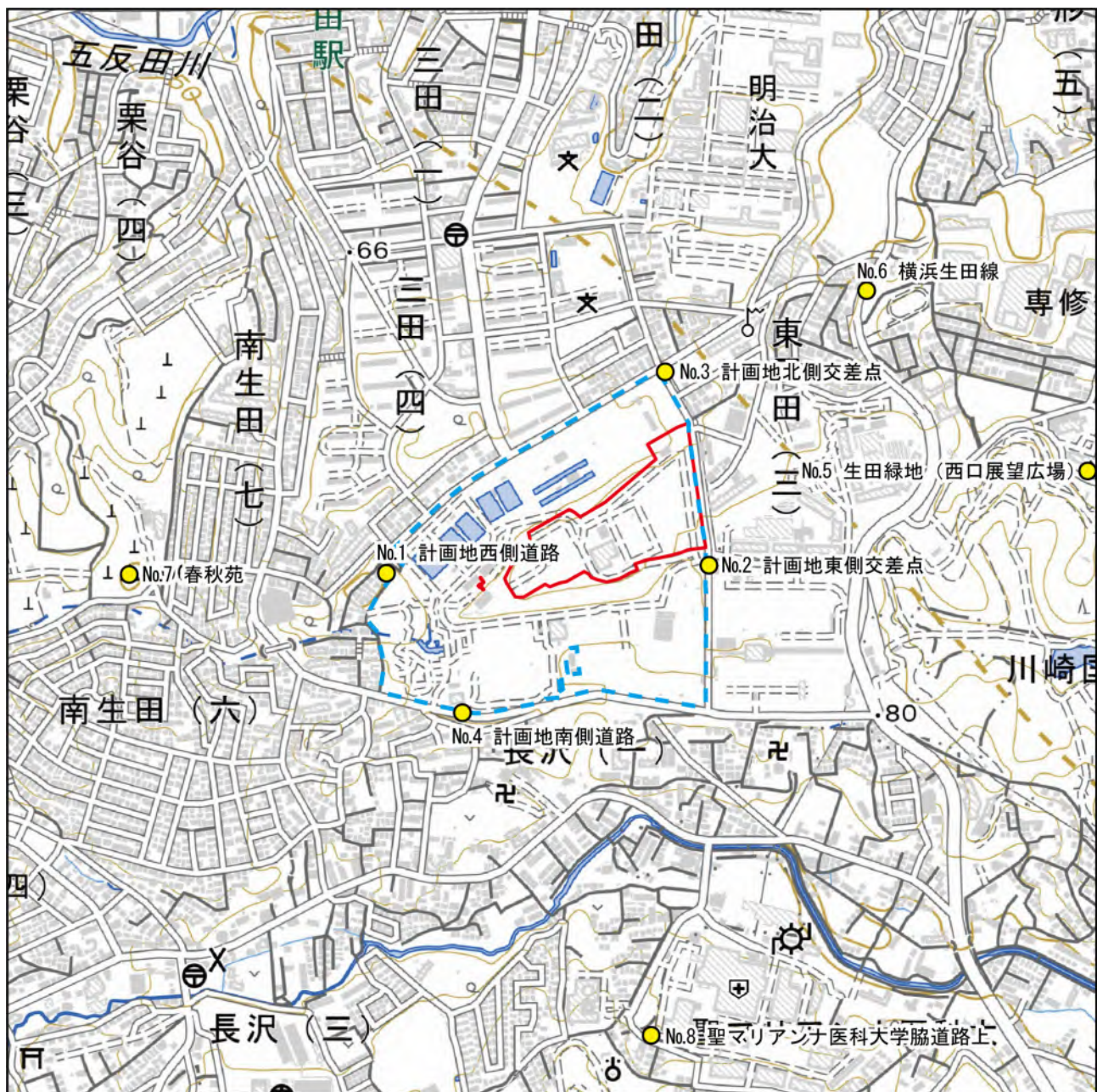
長沢浄水場の周囲には、住宅・集合住宅があり、人工的な景観構成要素を主体とした市街地景観がみられる一方で、住宅地の東には景観資源である生田緑地があり、地域景観の特性は、長沢浄水場の施設や周囲の緑地を中心に、周囲には住宅・集合住宅がある緑が多い人工的な景観となっている。

(4) 代表的な眺望点からの景観

代表的な眺望地点（図 4.5.1-1）からの景観の状況は、表 4.5.1-1、図 4.5.1-3 の上段写真に示すとおりである。

表 4.5.1-1 代表的な眺望地点からの景観の状況

地点番号	地点名称	状況
1	計画地西側道路	長沢浄水場西に隣接する道路であり、計画地方向を眺望すると視界を遮る建築物等は無く計画地が視認できる。
2	計画地東側交差点	長沢浄水場東に隣接する交差点であり、計画地方向を眺望すると植栽の奥に計画地が視認できる。
3	計画地北側交差点	長沢浄水場北に隣接する交差点であり、計画地方向を眺望すると計画地外周を覆うフェンスと植栽の奥に計画地が視認できる。
4	計画地南側道路	長沢浄水場南に隣接する道路であり、計画地方向を眺望すると計画地外周を覆うフェンスの奥に計画地が視認できる。
5	生田緑地（西口展望広場）	計画地東に位置する生田緑地内の展望台であり、景観資源となっている。計画地方面を眺望すると高層の集合住宅が複数視認でき、その向こうに計画地がある。
6	横浜生田線	計画地の東を走る神奈川県道沿いの眺望地点であり、計画地方面を眺望すると複数の民家が視認でき、その向こうに計画地がある。
7	春秋苑	計画地北西に位置する公園墓地であり、計画地方面を眺望すると植栽と集合住宅が視認でき、その向こうに計画地がある。
8	聖マリアンナ医科大学脇道路上	計画地南に位置する教育機関であり、計画地方面を眺望すると植栽と集合住宅が視認でき、その向こうに計画地がある。



凡例

● 代表的な眺望地点

□ 計画地
□ 長沢浄水場

0 200 400m
1:10000



図 4.5.1-1 代表的な眺望地点位置図

注：本図は、「川崎市地形図_1/2,500」（川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和7年1月）を使用して作成した。

(2) 予測及び評価

ア 建築物等の存在

(7) 予測

a. 予測結果

(a) 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

計画施設の完成予想図は図 4.5.1-2 に示すとおりである。

計画地内の主要な景観構成要素は、現況は既存の排泥池等の浄水場の施設や管理棟及びそれらの施設の間や周囲の樹林地や緑地で構成されているが、新設する排水処理棟は高層建築物ではなく、現況の排水処理棟と同程度の高さであり、景観構成要素は改変しないことから、計画地内の主要な景観構成要素が変化することはないと予測する。



図 4.5.1-2 完成予想図（北西方向からの眺望）

(b) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、図 4.5.1-3(1)～(8)の下段写真に示すとおりである。また、変化の程度について概要は以下のとおりである。

視認できる地点は計画地西側道路に限られ、その他の地点では視認できない。なお、視認できる地点においては色彩や形状に変化がみられるが眺望の状況を著しく変化させることはないと予測する。

① 地点 1（計画地西側道路）

長沢浄水場の既存施設の向こうに計画施設が視認でき、色彩や形状に変化がみられるが眺望の状況を著しく変化させることはないと予測する。

② 地点 2（計画地東側交差点）

長沢浄水場内の植栽の背景越しに計画地があるが計画施設は視認できない。

③ 地点 3（計画地北側交差点）

長沢浄水場のフェンスと植栽の背景越しに計画地があるが計画施設は視認できない。

④ 地点 4（計画地南側道路）

長沢浄水場のフェンス越しに計画地があるが計画施設は視認できない。

⑤ 地点 5（生田緑地（西口展望広場））

集合住宅地の後方に計画地があるが長沢浄水場及び計画施設は視認できない。

⑥ 地点 6（横浜生田線）

複数の民家の後方に計画地があるが長沢浄水場及び計画施設は視認できない。

⑦ 地点 7（春秋苑）

植栽と集合住宅の背景越しに計画地があるが長沢浄水場及び計画施設は視認できない。

⑧ 地点 8（聖マリアンナ医科大学脇道路上）

植栽と集合住宅の背景越しに計画地があり、計画施設は視認できないが長沢浄水場の施設建物の一部は視認できる。

【現 況】



【工事の完了後】



※中央に計画施設が視認できる。
(右図の赤色箇所は計画施設を示す)



図 4.5.1-3(1) 眺望の変化（地点 1：計画地西側道路）

【現 況】



【工事の完了後】



※計画施設は視認できない。
(右図の黄色箇所は計画施設の位置を表す)



図 4. 5. 1-3 (2) 眺望の変化 (地点 2 : 計画地東側交差点)

【現 況】



【工事の完了後】

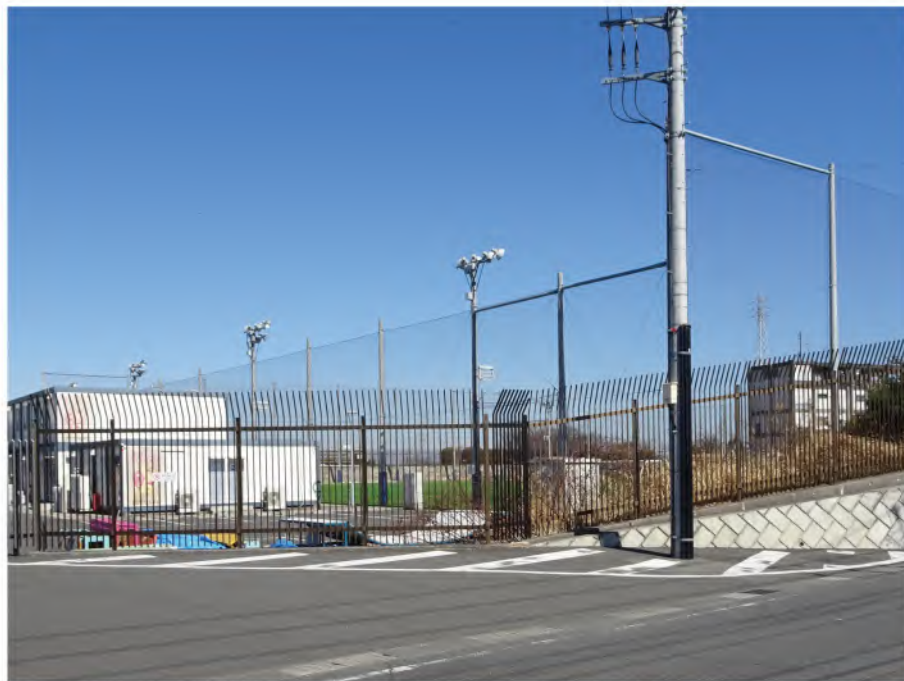


※計画施設は視認できない。
(右図の黄色箇所は計画施設の位置を表す)

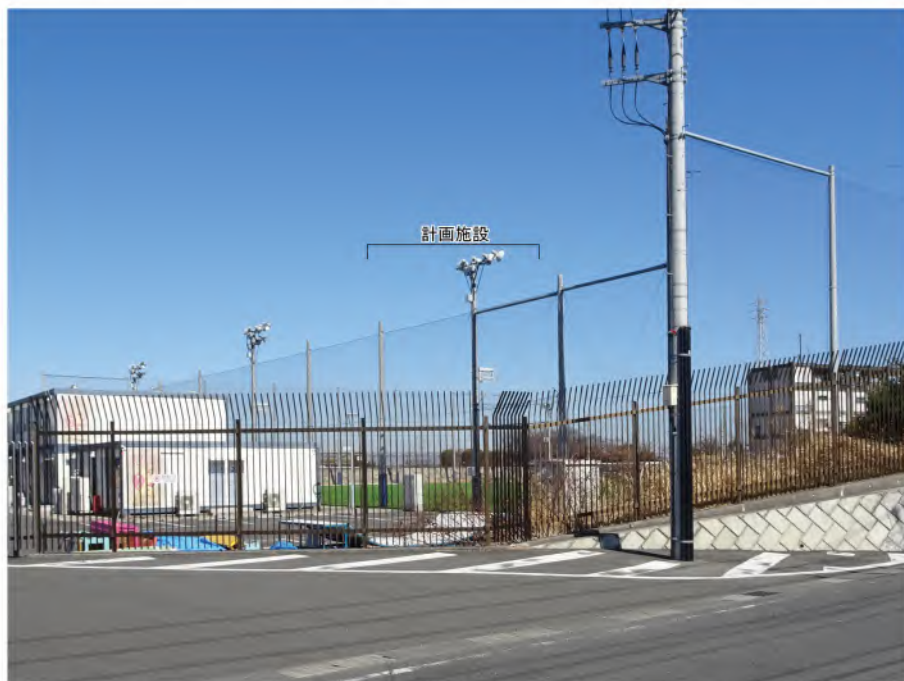


図 4.5.1-3(3) 眺望の変化 (地点 3 : 計画地北側交差点)

【現 況】



【工事の完了後】



※計画施設は視認できない。
(右図の黄色箇所は計画施設の位置を表す)

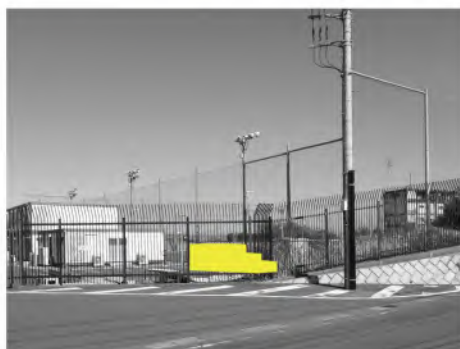


図 4.5.1-3(4) 眺望の変化 (地点 4 : 計画地南側道路)

【現 況】



【工事の完了後】



※計画施設は視認できない。
(右図の黄色箇所は計画施設の位置を表す)

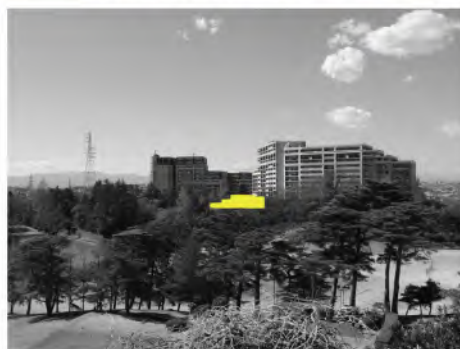


図 4. 5. 1-3 (5) 眺望の変化 (地点 5 : 生田緑地 (西口展望広場))

【現 況】



【工事の完了後】



※計画施設は視認できない。
(右図の黄色箇所は計画施設の位置を表す)



図 4.5.1-3(6) 眺望の変化 (地点 6 : 横浜生田線)

【現 況】



【工事の完了後】



※計画施設は視認できない。
(右図の黄色箇所は計画施設の位置を表す)



図 4. 5. 1-3 (7) 眺望の変化 (地点 7 : 春秋苑)

【現 況】



【工事の完了後】



※計画施設は視認できない。
(右図の黄色箇所は計画施設の位置を表す)



図 4.5.1-3(8) 眺望の変化 (地点 8 : 聖マリアンナ医科大学脇道路上)

(イ) 評価

計画地内の主要な景観構成要素は、現況は既存の排泥池等の浄水場の施設や管理棟及びそれらの施設の間や周囲の樹林地や緑地で構成されているが、新設する排水処理棟は高層建築物ではなく、現況の排水処理棟と同程度の高さであり、景観構成要素は改変しないことから、計画地内の主要な景観構成要素が変化することはないと予測した。

また、視認できる地点は計画地西側道路に限られ、その他の地点では視認できない。なお、視認できる地点においては色彩や形状に変化がみられるが眺望の状況を著しく変化させることはないと予測した。

さらに、施設の詳細な計画にあたっては、川崎市景観計画、公共空間景観形成ガイドラインに基づく配慮を行うなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺環境と調和の保たれた景観となるものと評価する。

4.6 安全

4.6.1 火災、爆発、化学物質の漏洩等

計画地及びその周辺における過去の災害等の状況等を調査し、排水処理棟の稼働に伴い使用する危険物等が、周辺地域の安全確保に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査結果

(7) 過去の災害等の状況

計画地が位置する長沢浄水場では、直近 10 年において事故等による周辺への漏洩はない。

(2) 予測及び評価

ア 施設の稼働に係る影響

(7) 予測

a. 予測方法

(a) 予測条件

排水処理棟で取り扱う危険物等の使用計画、安全対策等は以下のとおりである。

1) 危険物の使用計画

i) 危険物の使用計画

排水処理棟で取り扱う「消防法」に基づく危険物は、表 4.6.1-1 に示すとおりである。

なお、「消防法」に基づく危険物として油類が該当するものの、少量のため、消防法の届出義務はない。

表 4.6.1-1 排水処理棟で取り扱う危険物と保管数量

使用施設	分類	危険物	保管数量
排水処理棟	第1種石油類	ガソリン	約13L
	第4種石油類	潤滑油	約597L
	可燃性液体類	潤滑油	約7L
	—	廃油（上記廃油）	約200L

ii) 高圧ガス

高圧ガスの使用は想定していない。

2) 安全対策

排水処理棟には、「消防法」等の法令に基づく自動火災報知設備、消火設備等の消防設備を設置する。また、危険物を取り扱う作業場では、「消防法」の届出は不要であるものの、同法に基づき万全の対策を講じる。

また、計画地内のはしご付消防自動車の進入スペースや、消防活動空地、連結送水管等については、「川崎市宅地開発指針」に準拠して確保し、消火活動を適切に行うことができるようにする。

3) 教育・防災訓練

長沢浄水場では、安全確保の観点から次の教育訓練を行い、職員の防災に対する意識を徹底している。

- ・ 消火訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 非常時連絡訓練
- ・ 労働安全衛生向上のための訓練

b. 予測結果

本事業では、「消防法」に該当する危険物を保管・使用する計画であることから、緊急時の連絡体制は、既存施設の組織体制を参考とし、適切に作成する計画である。また、既存施設である長沢浄水場では直近 10 年、無事故であり、本事業においても同様な漏洩の防止、災害への対策等の万全な安全対策を講じることにより、事故の防止及び安全の確保が図られるものと予測する。

(イ) 評価

本事業では油類を少量、保管・使用する計画であることから、緊急時の連絡体制を既存施設の組織体制を参考とし、適切に作成する。また、既存施設である長沢浄水場では直近 10 年、無事故であり、本事業においても同様な漏洩の防止、災害への対策等の万全な安全対策を講じることにより、事故の防止及び安全の確保が図られるものと評価する。

第5章 環境保全のための措置

本事業では、工事中及び供用時の環境影響要因に対し、環境保全目標を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り低減するために、種々の環境保全のための措置を講じる計画である。環境保全のための措置の内容を表5-1に示す。

表5-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
地球環境	温室効果ガス	施設の稼働（供用時）	・排水処理に用いる脱水機はエネルギー効率が、可能な限り高い機器を導入する。 ・排水処理棟の照明、プラント設備等は、可能な限り省エネルギー型のものを導入する。 ・空調設備は高効率型空調設備を導入する。 ・建築設備で使用する空調冷媒は従来の冷媒よりも地球温暖化係数が小さい冷媒（R32を予定）を使用する。 ・長沢浄水場内（雨水調整池等の屋根）に太陽光発電の再生可能エネルギーを導入し、有効利用している。
		建設機械の稼働（工事中）	・工事の実施に当たっては、適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・建設機械に過剰な負荷をかけないように努める。 ・建設機械の不用意なアイドリングを行わないように周知・徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・粉じん対策として、必要に応じて散水等を実施する。 ・既設排水処理棟の解体作業時において、大気汚染防止法や石綿障害予防規則の他、「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に準拠し適切に除去を行う。
大気	騒音	建設機械の稼働（工事中）	・工事の実施に当たっては、適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械は、可能な限り最新の低騒音型機械を使用する。 ・建設機械に過剰な負荷をかけないように努める。 ・建設機械の不用意なアイドリング、クラクション等を行わないように周知・徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・騒音対策として、必要に応じて防音シートを設置する。
		施設の稼働（供用時）	・脱水処理設備は建屋内に設置する。 ・設備が集中する1階の壁はRCとする。 ・排水処理棟の設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による騒音を防止する。
	振動	建設機械の稼働（工事中）	・工事の実施に当たっては、適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械に過剰な負荷をかけないように努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。
		施設の稼働（供用時）	・振動の発生源となる機器は、基礎に設置するなどの適切な防振対策を行う。 ・設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による振動を防止する。

表 5-1(2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境影響要因	環境保全のための措置の内容
廃棄物等	産業廃棄物	工事の影響(工事中)	・工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、鉄材は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用し、廃棄物の発生量を低減する。 ・発生する建設廃棄物は、作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理に適した業者に委託することにより極力資源化を行う。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を行う。 ・アスベストまたはそれを含有する建材については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に準拠し適切に処理する。
	建設発生土	工事の影響(工事中)	・建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散により、沿道への粉じん等の影響が生じないように荷台カバー等を使用する。 ・工事にあたっては、粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて散水やシート掛け等を行う。 ・工事にあたっては、必要に応じて、運搬時のタイヤ洗浄を実施する。
景観	景観、圧迫感	建設物等の存在(供用時)	・施設の詳細な計画にあたっては、建物高さをできるだけ低く抑えるように配慮する。 ・川崎市景観計画、公共空間景観形成ガイドラインに基づき、色彩等の配慮を行う。
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	施設の稼働(供用時)	・燃料及び潤滑油等の油類の管理は、現在の計画では消防法の届出は不要であるものの、供用後に該当するような事象が生じた場合は、関係法令等を遵守する。 ・緊急時の対策は、「長沢浄水場管理指針」における事後処置の手順に従い、適切に行う。 ・緊急時の連絡体制は、既存施設の組織体制を参考とし、適切に作成する。 ・油類の取り扱いにおける有害性・危険性や緊急時の対応等について、安全データシートの保管、更新及び訓練を行う等、周知徹底を図る。 ・燃料及び潤滑油等の油類の漏洩対策を適切に実施する。

第 6 章 環境配慮項目に関する措置

第 3 章で選定した環境配慮項目に関する措置は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	措置の内容	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	○定期的に防災訓練を実施し、施設職員の安全対策等への意識を高める。 ○計画地内には、非常時の電源を確保し、災害時でも使用できる照明等を設置する。また、防災備品を配備する。 ○建築物等の耐震性を確保するため、計画地内の設備機器については可能な限り耐震構造とする。
地球温暖化対策	○建設機械や工事用車両は、可能な限り低燃費なものを使用し、温室効果ガスの排出を抑制する。 ○工事用車両のアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、不要な温室効果ガスの排出を防止する。	—
気候変動の影響への適応	○建設機械や工事用車両は、可能な限り低燃費なものを使用し、温室効果ガスの排出を抑制する。 ○工事用車両のアイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、不要な温室効果ガスの排出を防止する。	○施設のプラント設備や空調設備等は省エネルギー型の採用に努めるとともに、エネルギーの効率的利用により排熱の排出低減に努める。 ○計画地内の緑地を適切に保全することにより暑熱対策を行うとともに、雨水調整池により治水・水害対策を行う。 ○主要な電気設備は、浸水対策として必要な高さを確保して整備する。
酸性雨	○適切な施工計画により、建設機械及び工事用車両の効率的な稼働を促進する。 ○建設機械の稼働に関して、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を採用する。 ○工事用車両のアイドリングストップを指導する。また排出ガス規制適合車両の採用に努める。	○関連車両は、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底するとともに、排出ガス規制適合車を採用するように努める。
資源	○建設資材について極力、再生品を採用し、コンクリート型枠等は再利用に努めるなど資源の有効利用の推進を図る。	○節水型機器の採用などにより水資源の有効利用を図る。 ○建築物の適切な管理、運営による設備の長寿命化に努める。

第7章 環境影響の総合的な評価

本事業は経年劣化した脱水機設備を含む排水処理施設を適切かつ安全に更新することを目的として実施されるものである。

計画地は、多摩区の南部に位置し、現在は、長沢浄水場の排水処理施設として利用している。計画地内の東側境界に土堰堤を挟んで、住宅地が隣接している。東側以外の周囲は、長沢浄水場の管理棟などの施設が隣接している。

第3章「環境影響評価項目の選定等」に基づき選定した環境影響の調査、予測及び評価を実施する項目について、環境影響評価を行った結果を表7-1に示す。

環境に対して負荷を生じる可能性のある温室効果ガス、大気質、騒音、振動、産業廃棄物、建設発生土、景観、安全の項目に対しては、公害防止等に関する法令の基準を順守することはもとより、環境保全のための措置を講じる計画であり、これにより影響が低減され、環境保全目標を満足するものとする。

さらに、予測評価項目以外にも、地震時等の災害、地球温暖化対策、気候変動の影響への適応、酸性雨、資源に関して、事業内容と立地環境特性を勘案し、環境配慮措置を講じる計画である。

以上のことから、本事業は、周辺環境との調和が保たれ、環境保全に十分に配慮した排水処理施設の更新事業であると評価する。

表 7-1 (1) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
地球環境	温室効果ガス	< 供用時 > 計画施設の稼働による温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は、計画施設が約 159.5t-CO₂/年、既存施設が約 233.1t-CO₂/年、削減量は約 73.6t-CO₂/年と予測した。 本事業では、排水処理に用いる脱水機は、可能な限りエネルギー効率が高い機器を導入するなどの環境保全のための措置を講じることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるものと評価する。
	大気質	< 工事中 > 建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間 98%値)が 0.0273ppm であり、環境保全目標(0.06ppm 以下)を満足し、浮遊粒子状物質(日平均値の年間 2%除外値)は 0.0266mg/m³ であり、環境保全目標(0.10mg/m³ 以下)を満足すると予測した。 また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度(1 時間値)の最大値は、二酸化窒素が 0.031~0.083ppm であり、環境保全目標(0.2ppm 以下)を満足すると予測した。浮遊粒子状物質は 0.017~0.034mg/m³ であり、環境保全目標(0.20mg/m³ 以下)を満足すると予測した。 本事業の工事においては、建設機械については、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働は、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとは評価する。
騒音・振動・低周波音	騒音	< 工事中 > 建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、長沢浄水場東側敷地境界付近で最大 62 デシベルであり、環境保全目標(85 デシベル以下)を満足すると予測した。 本事業の工事においては、適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働に伴う騒音は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとは評価する。
		< 供用時 > 施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、最大値は長沢浄水場東側の敷地境界付近で 47 デシベルであり、環境保全目標(朝・夕: 60 デシベル、昼間: 65 デシベル、夜間: 50 デシベル)を満足すると予測した。 本事業の実施においては、脱水設備は建屋内に設置する等の環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の実施に伴う施設の稼働に伴う騒音は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとは評価する。
	振動	< 工事中 > 建設機械の稼働に伴う振動レベルは、長沢浄水場東側敷地境界付近で最大 40 デシベルであり、環境保全目標(75 デシベル以下)を満足すると予測した。 本事業の工事においては、適切な工程管理を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の工事に伴う建設機械の稼働に伴う振動は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとは評価する。
		< 供用時 > 施設の稼働に伴う振動の予測結果は、最大値は長沢浄水場東側の敷地境界付近で 38 デシベルであり、環境保全目標(昼間: 65 デシベル、夜間: 60 デシベル)を満足すると予測した。 本事業の実施においては、振動の発生源となる機器は、基礎に設置するなどの適切な防振対策を行う等の環境保全のための措置を講じる。 以上のことから、本事業の実施に伴う施設の稼働に伴う振動は、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとは評価する。

表 7-1 (2) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
廃棄物等	産業廃棄物	<工事中> 解体工事における発生量は約 4,099.4 t、再資源化量は約 4,070.0 t、処分量は約 29.5 t と予測した。建設工事における発生量は約 398.9 t、再資源化量は約 391.0 t、処分量は約 7.9 t と予測した。 工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、金属類は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用する。また、それが困難なものについては、「廃棄物処理法」に基づく許可を受けた業者に委託して、適性に処理・処分する。 さらに、工事に伴い発生する産業廃棄物は可能な限り再生利用を図り、コンクリート等は再資源化、鉄材は有価物として売却し、それぞれ極力再生利用するなどの環境保全のための措置を講じることから、資源の循環が図られるとともに、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。
	建設発生土	<工事中> 建設工事に係る建設発生土の量は、約 17,520m³ と予測した。 建設発生土の仮置き場を計画地内で長期にわたって確保することが困難なことから、発生量の全量である約 17,520m³ を計画地外に搬出する。建設発生土の処分については「川崎市建設副産物取扱要綱」等に基づき、指定された処分地等に搬出し、適正に処理する。 さらに、建設発生土の運搬にあたっては、荷崩れや土砂の飛散により、沿道への粉じん等の影響が生じないように荷台カバー等を使用する等の環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。
景観	景観	<供用時> 計画地内の主要な景観構成要素は、現況は既存の排泥池等の浄水場の施設や管理棟及びそれらの施設の間や周囲の樹林地や緑地で構成されているが、新設する排水処理棟は高層建築物ではなく、現況の排水処理施設と同程度の高さであり、景観構成要素は改変しないことから、計画地内の主要な景観構成要素が変化することはないと予測した。 また、視認できる地点は計画地西側道路に限られ、その他の地点では視認できない。なお、視認できる地点においては色彩や形状に変化がみられるが眺望の状況を著しく変化させることはないと予測した。 さらに、施設の詳細な計画にあたっては、川崎市景観計画、公共空間景観形成ガイドラインに基づく配慮を行うなどの環境保全のための措置を講じることにより、周辺環境と調和の保たれた景観となるものと評価する。
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	<供用時> 本事業では油類を少量、保管・使用する計画であることから、緊急時の連絡体制を既存施設の組織体制を参考とし、適切に作成する。また、既存施設である長沢浄水場では直近 10 年、無事故であり、本事業においても同様な漏洩の防止、災害への対策等の万全な安全対策を講じることにより、事故の防止及び安全の確保が図られるものと評価する。

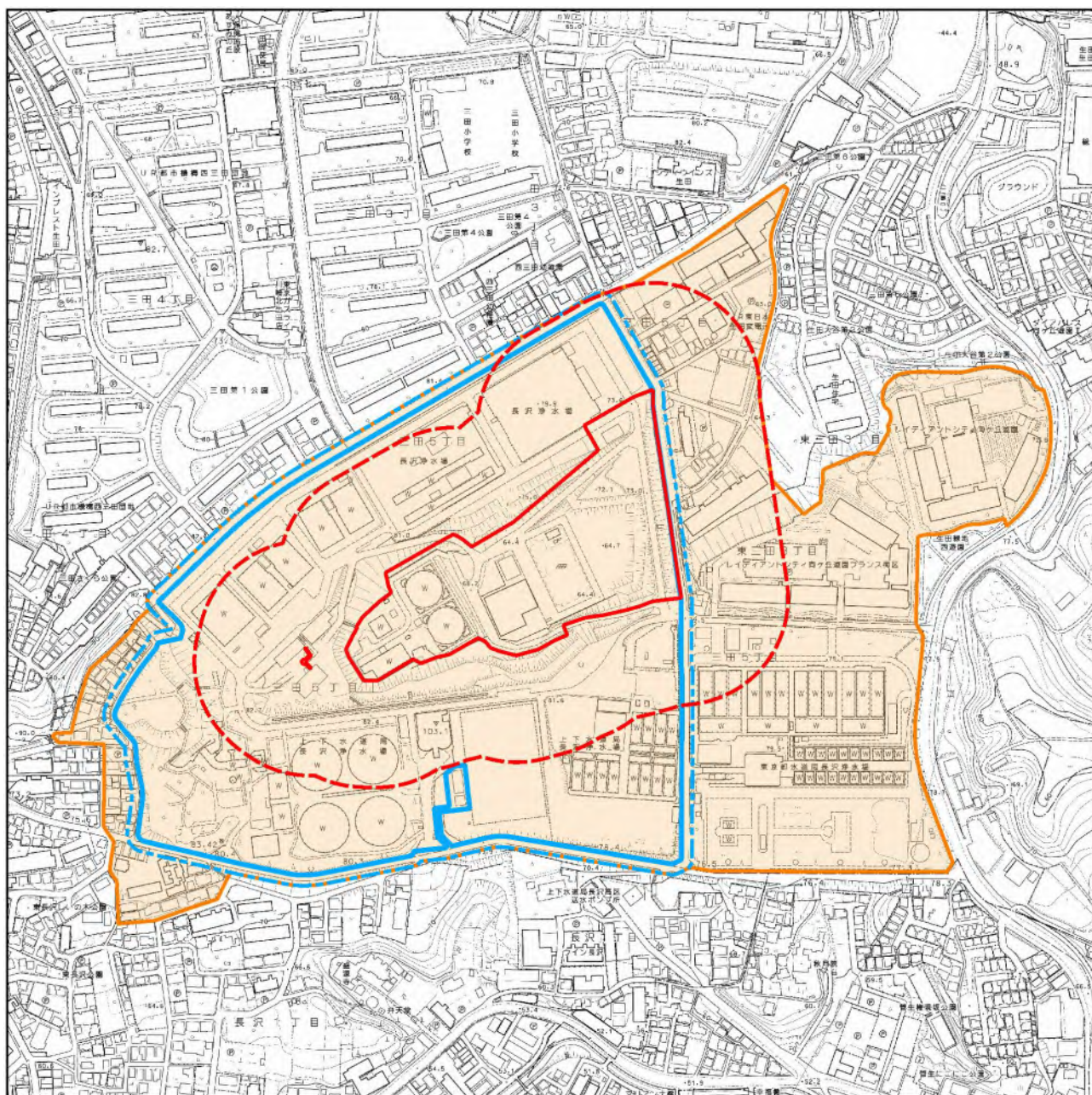
第 8 章 関係地域の範囲

関係地域の範囲は、本事業によって環境への影響を及ぼすおそれのある地域として、想定される大気質、騒音及び振動の影響範囲とし、表 8-1 及び図 8-1 に示す地域とする。影響を及ぼすおそれのある地域とした範囲は、以下の根拠に基づき設定した。

- ・建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動並びに施設の稼働による騒音及び振動の影響範囲
(計画地から約 100m の範囲)
- ・川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例に係る事業計画の通知範囲
(長沢浄水場から約 10m の範囲)

表 8-1 関係地域の範囲

区名	町名
多摩区	三田五丁目、東三田三丁目の一部、長沢一丁目の一部



凡例

関係地域

(環境影響評価手続き案内配布範囲)

計画地から100mの範囲

(建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動並びに施設の稼働による騒音及び振動の影響範囲)

長沢浄水場から10mの範囲

(川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例に係る事業計画の通知範囲)

計画地

長沢浄水場

1:6000
50 0 50 100 150 200 250 300 m



図 8-1 関係地域の範囲

注：本図は、「川崎市地形図_1/2, 500」（川崎市ホームページ 最終閲覧月：令和 7 年 1 月）を使用して作成した。

第 9 章 その他

9.1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

指定開発行為の実施にあたって必要な主な許認可等の種類は次のとおりである。

許認可等：産業廃棄物処理施設の設置許可

根拠法令：廃棄物処理法第 15 条第 1 項

9.2 条例環境影響評価準備書の作成者及び業務受託者の名称及び住所

(1) 条例環境影響評価準備書の作成者

名 称：川崎市上下水道局

住 所：川崎市川崎区宮本町 1 番地

代表者：川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

(2) 業務受託者

名 称：株式会社 東洋設計

住 所：石川県金沢市諸江町中丁 212 番地 1

代表者：代表取締役社長 大嶋庸介

電 話：0 7 6－2 3 3－1 1 2 4

F A X：0 7 6－2 3 3－3 7 7 5

9.3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

窓 口：株式会社 東洋設計 GX 推進 3 部

住 所：石川県金沢市諸江町中丁 212 番地 1

電 話：0 7 6－2 3 3－1 0 9 3

F A X：0 7 6－2 3 3－3 7 7 5

9.4 参考とした資料の目録

1. 施設紹介パンフレット「長沢浄水場」(令和6年1月改訂 川崎市上下水道局)
2. 施設紹介パンフレット「飲み水ができるまで」(令和6年1月 川崎市上下水道局)
3. 「川崎市大気データ」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年5月)
4. 「ガイドマップかわさき」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年5月)
5. 「国土数値情報 河川」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
6. 「国土数値情報 流域メッシュ」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
7. 「川崎市景観計画(2018(平成30)年改定)」(2018年12月改定 川崎市)
8. 「令和5年度地下水質調査結果」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年3月)
9. 「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年4月)
10. 「自然環境保全基礎調査(第6回~第7回)」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年4月)
11. 「自然環境保全基礎調査(第2回~第6回)」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年4月)
12. 「町丁別面積(総務省統計局「地図で見る統計(統計GIS)の数値」令和2年国勢調査)」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
13. 「令和6年町丁別世帯数・人口 6月末日現在」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
14. 「国土数値情報 行政区域」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
15. 「川崎市の経済ー令和3年経済センサス活動調査結果(確報)ー」(令和6年2月 川崎市)
16. 「国土数値情報 都市計画決定情報」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
17. 「1/10,000 土地利用現況図(宮前区、多摩区)」(令和3年3月 川崎市)
18. 「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
19. 「国土数値情報 鉄道」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
20. 「1日平均駅別乗降人員」(小田急電鉄株式会社が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
21. 「国土数値情報 バスルート」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
22. 「国土数値情報 バス停留所」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
23. 「幼稚園・認定こども園一覧」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
24. 「川崎市立学校一覧」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
25. 「病院・診療所名簿」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)

26. 「かわさきの生涯学習情報」(公益財団法人川崎市生涯学習財団が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
27. 「子ども・子育て支援情報公表システムここ de サーチ」(こども家庭庁が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
28. 「施設一覧」(社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
29. 「国土数値情報 都市公園データ」(国土交通省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
30. 「e-かなマップ」(神奈川県が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
31. 「川崎市地域文化財の紹介」(川崎市教育委員会が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年5月)
32. 「令和6(2024)年度大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」(令和7年3月 川崎市)
33. 「令和5(2023)年度の大気環境及び水環境の状況等について」(令和6年7月 川崎市)
34. 「悪臭防止法の規制基準について」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年4月)
35. 「令和5年度環境基準適合状況測定結果」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年3月)
36. 「令和5年度環境基準適合戸数」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年3月)
37. 「令和4(2022)年度 環境局事業概要(公害編)」(令和5年3月 川崎市)
38. 「令和5年度要請限度の適合状況」(川崎市が運営するホームページ)
39. 「国立環境研究所 環境展望台 環境 GIS+」(国立研究開発法人国立環境研究所が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年8月)
40. 「土壌汚染対策法の概要」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年4月)
41. 「地盤情報 市内の標高」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年4月)
42. 「土壌汚染対策法の概要」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年4月)
43. 「地盤情報 市内の標高」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年4月)
44. 「地域環境管理計画」(令和3年3月改定 川崎市)
45. 「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和3年 川崎市)
46. 「熱供給事業便覧(令和6年版)」(一般社団法人 日本熱供給事業協会)
47. 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(令和4年3月改定 川崎市)
48. 「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)ーR4年度実績ー」(令和6年11月 環境省)
49. 「算定方法・排出係数一覧」(環境省が運営するホームページ 最終閲覧月:令和7年5月)
50. 「川崎市大気環境情報」(川崎市が運営するホームページ 最終閲覧月:令和6年2月)
51. 「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年12月 公害研究対策センター)
52. 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)
53. 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)
54. 「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について(答申)」(昭和53年3月 中央公

害対策審議会)

55. 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)
56. 「土木技術資料(第 42 巻第 1 号)」(平成 12 年 1 月 財団法人土木研究センター)
57. 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
58. 「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731:2019)
59. 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」(平成 24 年川崎市告示第 135 号)
60. 「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”(日本音響学会誌 64 巻 4 号)」(平成 20 年 4 月 社団法人日本音響学会)
61. 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成 13 年 4 月 国土交通省告示第 487 号)
62. 「建設騒音及び振動の防止並びに排除に関する調査試験報告書」(昭和 54 年 10 月 建設省土木研究所機械研究室)
63. 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック」(平成 13 年 2 月 社団法人日本建設機械化協会)
64. 「川崎市産業廃棄物実態調査報告書(令和元年度実績)」(令和 3 年 1 月 川崎市)
65. 「建設廃棄物処理指針」(平成 23 年 3 月 環境省)
66. 「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 14 年 5 月改正 国土交通省要綱)
67. 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」(平成 4 年条例第 51 号)
68. 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成 11 年条例第 50 号)
69. 「産業廃棄物適正処理の手引き(排出事業者用)」(令和 5 年 3 月 川崎市)
70. 「川崎市建設副産物取扱要綱」(令和 4 年 4 月改正 川崎市)
71. 「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(令和 2 年 1 月 国土交通省)
72. 「公共空間景観形成ガイドライン」(平成 26 年 4 月 川崎市まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課)